



## 東京税理士会日本橋支部会報

### 第112号

平成19年6月25日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 河原邦文

編集人 広報部長 福本光男

印刷 (株) 税経

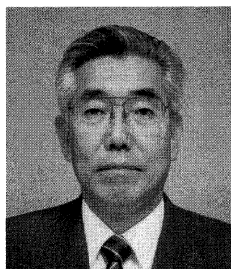


車窓から見た崑崙山脈（萩原純子会員提供）

### 税界放談

年金記録問題で自分の年金記録がどうなっているか不安に思っている国民もかなりの数にのぼるようだ。先の参議院選挙前には国会議員や芸能人の年金未納問題が発覚し、社保庁の情報管理に欠陥があったことが露呈された。そして今回は年金記録の未確認やコンピュータに未入力、年金の時効消滅による支給漏れなど枚挙にいとまが無い。年金納付の記録問題に話題が集中しているが、年金未納者の増大や高齢化に伴う年金財政の逼迫による財政議論があまり聞こえてこない。政府は基礎年金の国庫負担割合の引き上げで、その財源を消費税に求めるようであるが、安易な増税は慎むべきだ。

安倍首相は年金や医療、介護などの給付と負担を一元管理するために社会保障番号制度の導入に向けた検討を急ぐ考えを表明した。骨太の方針二〇〇七の原案には、納税者番号と社会保障番号を共に検討する方針が示されている。政府内には将来的に納税者番号と社会保障番号を一本化すべきという意見もあるようだが、納税者番号制度そのものや、番号の一本化についての情報管理など多岐にわたる慎重な議論をしてみたい。（酔笹）



## 支部長退任にあたって

支部長 河原邦文

この度の定期総会をもちまして任期満了によって支部長の要職を退任させて戴きます。もとより私のような者が支部長として無事大過なく任期を終えることができましたことは、誠に支部役員と支部会員の皆様のご支援ご協力に感謝を致し、厚く御礼申し上げます。

支部長としての在任期間は、二期4年でしたが、顧みますと支部長就任当初は難問が山積でした。そのひとつが、東京会組織部より、支部規則、及び支部役員選挙規則の改正を指導された事です。

支部規則第2条※（目的）後段の「親睦及び福利増進を図ること」を条文から削除するようにと。又、支部役員選挙規則では現行幹事の中から副支部長を選任しているが、副支部長は選挙によるようにとの事でした。支部幹事会で十分に検討し、支部総会ではふたつとも改正せずに今迄通りの規定で決議されたことが印象に残っています。

本年度は、税務相談の対応が変わります。東京国税局管内の各税務署では、税理士及び税理士事務所の方からの電話による一般的な税務相談は受け付けないことになりました。税務相談は11月より事前予約制になります。

昨年7月より日本橋支部では、会員相互の話し合いをしながら情報交換が出来ないかと「税理士雑談室」を開催しました。支部事務局で毎月1回、原

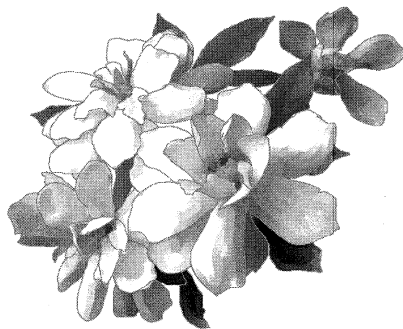
則第二金曜日、5時半より開催しております。今迄に10回開催しております。ぜひ会員の皆様も奮って参加して下さい。

又、昨年10月の「署との定例連絡協議会」で会員からの要望により、署との実務研修会を立ち上げてほしいとの意見で、本年1月と6月に「署と支部との実務研修会」を署の審理担当官と支部役員とで開催いたしました。

実務研修会も支部会員が出席できるように準備をしておりますのでお待ち下さい。

本年4月25日に支部役員選挙を実施し支部長、幹事40名、監事2名が当選確定いたしました。新支部長に選任されました中島美和先生は、支部相談役の中島重敏先生のご子息であり、平成元年に支部役員になり、行動的で、支部長に相応しい人で、支部を統率して円滑な会務運営が期待出来ますので、何卒私同様に会員の皆様による限りないご支援のほどをお願い申し上げ支部長退任の挨拶とさせていただきます。

※ 第2条 本支部は、東京税理士会（以下「本会」という。）の目的の達成に資するため、本支部に所属する会員（以下「会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行うとともに親睦及び福利増進を図ることを目的とする。



# 合意解除後に行われた 課税処分の効力と更正の請求 (後編)

安田 京子

## — 目次 —

|                         |                                         |
|-------------------------|-----------------------------------------|
| 第1 問題意識                 | 請求手続における基本的立場                           |
| 第2 合意解除の私法の面における法律行為の性質 | (2) 無効・取り消し・解除の法律効果に伴う関係課税の所得税法における取り扱い |
| 1 解除の私法面における法的効果        | ア 所得税法51条2項・同令141条からの検討                 |
| 2 合意解除の意義               | イ 所得税法152条・同令274条からの検討                  |
| 3 私法上の遡及効と課税関係          | 3 相続税法上の効果                              |
| 第3 納税義務の成立と確定           | 解除の法律効果に伴う課税関係の相続税法における取り扱い             |
| 1 納税義務成立の意義と確定          | <<以上前号>>                                |
| 2 更正等処分の法的性質            | 第5 解除に基因する課税要件構成事実 ……3                  |
| 第4 合意解除の税法的評価           | 1 租税負担についての錯誤 ……3                       |
| 1 国税通則法上の効果             | 2 解除後に行われる課税処分の効力 ……4                   |
| (1) 国税通則法23条1項と同条2項の関係  | 3 解除に伴う課税処分の不整合性 ……5                    |
| (2) 制限説と無制限説からの検討       | 第6 若干の補足 ……6                            |
| 2 所得税法上の効果              |                                         |
| (1) 税法不知を理由とする場合の更正の    |                                         |

## 第5 解除に基因する課税要件構成事実

### 1. 租税負担についての錯誤

一解除権の行使ではない合意解除の税法上の効力一  
納税義務確定後すなわち法定申告期限が経過して後に、例えば、税法の不知により課税の特例適用が認められるとして行った売買契約が、その後、合意解除により解除された場合に、国税通則法23条2項3号における「その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき」、同法施行令6条1項2号における「やむを得ない事情によって解除され、又は取消されたこと」の規定に基づいての、更正の請求の可否が問題になる。

税法の不知に起因する契約の合意解除は国税通則法23条2項3号、同令6条1項2号の「当該契約後生じたやむを得ない事情」に該当しないと解するのが従来判例の態度である。税法不知は契約当初から内在していた事実であるから契約後発生した

事情とはいえないということもできる。ただ、税法不知という錯誤が契約の相手方に了知されている場合には、私法上、当該契約は無効とされる（夫が財産分与に譲渡所得が課税されないという前提で財産分与を決定したことを相手方の妻が了知していたとして、この財産分与を無効としたものに、最高裁平成元年9月14日判決〔判例時報1336号93頁〕がある。）から、この場合には、無効を前提とした契約解除であり、無効（解除）により経済的成果を返還すれば更正の請求が認められるということになると考えられる<sup>33</sup>。

無効または解除若しくは取消しの原因が、いずれも租税負担についての思い違いであるにかかわらず、錯誤無効であれば、その錯誤を理由として更正または決定の無効を主張できるとしながら、解除または取消しの場合には、その解除の効果は法定申告期限内のものに限り主張しうると解するものである。無効、解除または取消しのいずれの場合においても、私法上は契約を遡及的に消滅さ

せるという基本的効果は同様であると理解されている<sup>34</sup>。そして、経済的成果は消失して原状回復したならば、もはや、課税対象は存在せず、課税要件を充足しないことになるのであるから、解除の場合であっても、錯誤無効の場合と同様に解されるべきと考える。

## 2. 解除後に行われる課税処分の効力

税法解釈の誤解に基づいて締結した不動産の譲渡契約を法定申告期限後<sup>35</sup>に合意解除して、その譲渡による所得を反映させないで期限後申告をした事案について、前記最高裁平成2年5月11日判決（訟月37巻6号1080頁）では、「個人がその有する資産の譲渡による譲渡所得について所定の申告をしなかったとしても、当該譲渡行為が無効であり、その行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたときは、右所得は、格別の手続を要せず遡及的に消滅することになるのであって、税務署長は、その後に右所得の存在を前提として決定又は更正をすることはできないものと解される。」と判示し<sup>36</sup>、私法上の行為が無効であることを前提とした上で、納税者が収受した対価を相手方に返還していないこと、すなわち、所得概念の経済的把握の考え方に基づいて更正処分を適法とした。

同判決（最高裁平成2年5月11日判決・訟月37巻6号1080頁）によって、税法の不知または誤解という主観的事実であっても、錯誤無効を容認し遡及的に効果が消滅することを明確に判示し、かつ、経済的成果が消滅したときには、租税実体法上の所得は消滅することを明確に判示したものであり、極めて意義のある判決であるといえることができる。

すなわち、売買契約の合意解除という法形式を採用したとしても、当該契約が錯誤無効である場合には、所得税法152条、同施行令274条1号（法律行為の無効に起因して経済的成果が失われた場合）の規定により、更正の請求ができるということを明確にしたものである。

ところが、この最高裁平成2年5月11日判決（訟月37巻6号1080頁）が、動機の錯誤を表示している場合の錯誤無効に限定し、その他の合意解除は、所得消滅の効果が発生しないという判決であるという理解は必ずしも妥当ではないと思われる。すなわち、従前の判例が判示しているように、税法不知による合意解除が確定申告期限後に行われた

場合には、更正の請求によりその確定申告による課税標準等の減額を求める更正の請求は許されないと解するとしても、具体的な租税債務の確定行為前、つまり、譲渡契約により発生した譲渡所得の所得税額につき無申告の場合に、税法不知による合意解除が行われ原状回復した場合には、当初発生していた譲渡所得は具体的納税義務が確定する以前に消滅したものであるから、その後において、当初の譲渡契約により発生していた譲渡所得を前提とした増額更正が可能であるかどうかという問題がある。

これを消極に解したのが、東京地裁昭和60年10月23日判決（訟月32巻6号1342頁）及び同控訴審判決・東京高裁平成元年10月16日判決である。しかしながら、契約の取消し又は解除といえども遡及効を有し、売買対象物の返還と代金の返還がなされる以上、それが実現した場合には従前発生した売買による譲渡所得は消滅することについては無効の場合と同様であるから、税法上、無効に起因した経済的成果の消失と契約の取消し又は解除による経済的成果の返還と異なる取扱いとすることは不合理であり、説明はつかないのではなかろうか。

確かに、暦年経過時において、既に発生している抽象的納税義務を確定申告により具体的納税義務として確定している場合には、解除が税法不知（錯誤）による合意解除であれば、「やむをえない事情」に該当しないとして、手続としての更正の請求は認められないことは、現在の判例理論である。しかし、無申告という具体的納税義務の確定前において、合意解除により原状回復して譲渡代金を返還して譲渡対象土地等の返還を受けている場合には、いったん発生した抽象的納税義務が、納税申告又は更正処分等の具体的納税義務の確定前の解除等による原状回復によって、事後的ではあるが、譲渡所得の存在という課税要件事実が遡及的に消滅したものであるから、かかる事実を無視して、解除前の売買契約に基づいて、既に返還された譲渡収入金額を存在するものと擬制して課税することは、特別の規定を要するものであり、したがって、現行法の法的解釈としては成立しえないと考える。

ちなみに、法人が行った土地の売買契約に基づいて引渡しを行った場合には、当該事業年度にお

いて土地売却益を益金の額に算入して確定申告をすることになるが、税法不知を理由として、当該法人が翌事業年度において当該売買契約を合意解除したとすると、現行法人税法の解釈は、合意解除であるかどうかにかかわらず、前事業年度の土地売却益は消滅したものとして、解除の日を含む事業年度において、土地売却益相当額を前期損益修正損として損金の額に算入することになる（法人税基本通達2-2-16）<sup>37</sup>。

このことは、契約の解除が、更正の請求の認められる法定解除等の解除が更正の請求の認められない合意解除かどうかにかかわらず、当該解除が再売買と認定できない以上<sup>38</sup>、法人所得の消滅として会計及び税務処理が行われることの証左であるといえることができる。そうであれば、個人の所得税の場合も、法定申告期限後の税法不知（錯誤）による合意解除は、確定申告により具体的納税義務として確定している場合に、その減額を求める更正の請求ができないとしても、当該納税義務が未確定の無申告の場合における合意解除は、更正の請求という手続のいかににかかわらず、実体法として所得が消滅していると評価できる以上は、その解除による原状回復後においては、もはや税務署長による決定又は増額更正の処分はできないと解すべきである。

ところが、実体法上は合意解除の効果が遡及して課税標準たる譲渡所得が消滅したとしても、手続法の制限により、法定申告期限から1年を経過した後に合意解除して国税通則法23条2項の後発的事由による更正の請求をする場合には、その合意解除に「やむを得ない事情」がなければ更正の請求ができないということになる。しかしながら、「やむを得ない事由以外の合意解除」の場合には、既に確定した納税義務の変更を求める更正の請求が認められないという手続規定であって、当該合意解除による利得の返還によって所得は消滅しないということにはならない。

また、更正の請求という手続きについての期間制限及び事由の限定が、確定した租税債権債務関係の早期確定による税収の安定的、確実的な確保にあるという更正の請求制度の趣旨に鑑みても、納税義務として未確定の時点で消滅した場合に、その確定行為としての決定更正処分は許されないと解される。

最高裁平成2年5月11日判決（訟月37巻6号1080頁）は、このような趣旨を判示したものと解すべきであり、ひとり、錯誤無効の場合にのみ適用される解釈と解すべきではないと考える。

### 3. 解除に伴う課税処分の不整合性

前記最高裁平成2年5月11日判決（訟月37巻6号1080頁）の判示に照らすと、合意解除の問題は、その成立時期ではなく、合意解除の結果、いつ、現実に当該収入が消滅したか、言い換えると、更正処分時において法律行為の無効に基因する所得が保有されているか否かを前提に判断して更正されるべきことを示唆していると解される。

前述するように、私法の世界において、税法不知による合意解除が行われて利得を原状に復して、実体的に経済的成果が消滅しているにもかかわらず、当該合意解除は、国税通則法23条2項3号の「やむを得ない理由があるとき」には当たらないとして、現在の課税実務では租税手続における更正の請求が認められていない。このような、私法と税法の取扱いの不整合は、二重課税という看過できない問題を招来する。すなわち、私法においては、契約解除によって資産が元に戻ってその取得費は維持されるから、次に譲渡した場合に改めてキャピタル・ゲインとして実現することになるが、税法の世界では、過去に課税済みであるキャピタル・ゲインに対して二重の所得課税が行われることになる。法人の場合には、継続企業を前提に解除された事業年度の前期損益修正損益として処理され、また、これを否認するための別段の定めはないから、理由の如何を問わず法人の合意解除は容認される<sup>39</sup>。これに対して、個人が税法不知を理由に合意解除した場合には、更正の請求は認められないということでは、課税の公平性が保たれないことになるのではなかろうか。

以上の論理を、前記大阪高裁平成17年5月31日判決（TAINSZ888-0988）に当て嵌めると、贈与契約の合意解除後に増額更正処分が行われて贈与税を課された受贈者は、当該贈与契約の合意解除によって当該財産を相続財産として申告しているものであるから、当該受贈者は相続人として相続税をも課されるという、二重課税状態に陥ることになる。合意解除による更正の請求手続が認められないということは、このような矛盾を招来するのである。

また、先にした贈与契約を合意解除して当該財産を原状に復して後に、税法上において更正の請求が認められず受贈者に贈与課税が行われた場合に、私法上は、贈与契約が解除されて当該財産は贈与者の下に戻されているにもかかわらず、税法上は贈与者の保有を離れていることになる。その後において、再度、同一人に同じ財産を贈与したような場合についても、同様の問題が生ずることになる。つまり、私法上は、一度しか財産の贈与を受けていないにもかかわらず、税法上は二度めの贈与として課税を行うのだろうか。もし、このような課税が行われるとすると、贈与税の二重課税という事態を招くことになる。

さらには、相続税法19条に相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額からの贈与税額控除の問題にも波及することになる。同規定は、「相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、当該贈与により取得した財産の取得につき課せられた贈与税額があるときは、当該相続税の税額から当該財産に係る贈与税の税額として一定の金額を控除した金額をもって、その納付すべき相続税額とする」と定めている。私法上は贈与契約が合意解除されて原状に復されているにもかかわらず贈与課税が行われたままであるときに、3年以内に相続が開始して当該受贈者が相続人として当該贈与財産を相続する場合に、果たして、相続税の計算において贈与税額を控除することになるのだろうか。私法の世界においては、贈与契約は合意解除されているから贈与者の所有財産に服して相続財産を構成し、当該財産は贈与税額控除の対象財産には成り得ないという齟齬を来すことになる。

このように、税法不知による合意解除を後発的理由とする更正の請求による是正措置を閉ざしている現状の課税実務から生じる齟齬について、税法において何らの手当てもなされていない。また、課税庁における解釈上の手当ても何ら示されていない。

## 第6 若干の補足

以上、述べたように、合意解除によって私法上の法律効果が消滅したならば、税法において特別の規定が存在しない限り、その法律効果は遡及し、その合意解除に伴って経済的成果が消滅して原状に復していれば、実体法においては所得も消滅するのであり、国税通則法の更正の請求事由に該当すれば、更正の請求ができるということになる<sup>40</sup>。このように解さなければ、前述する二重課税や相続税における3年以内の贈与加算などのように、私法上の法律関係と更正の請求を許容しない課税処分を前提とする税法上の法律関係に不整合を生ずるのである。しかし、税法不知による錯誤無効や合意解除などによって経済的成果が返還されて、実体法上は、契約解除の効果が遡及して課税標準たる所得が消滅したとしても、それが法所定の更正の請求要件を充たさない場合には、特段の事情がない限り（最高裁昭和39年10月22日判決・民集18巻8号1762頁参照）、もはや、現行法の課税実務では救済されず、納税者の権利として是正を求める手段はない。一般市民である納税者が現在の複雑でかつ煩雑な税法を理解することは容易なことではなく、複雑な税法判断の誤りは、少なくないと思料する。前記最高裁平成2年5月11日判決（訟月37巻6号1080頁）の趣旨から言っても、やむを得ない理由の如何を問わずに、後発的瑕疵による更正の請求は認めるべきであると考え<sup>41</sup>。

他方、租税行政庁には、国税通則法24条の規定によって、調査したところが申告の課税標準等または税額等と異なることが判明した場合には、更正する行政上の指針的義務が定められている。

さらに、国税通則法71条1項2号に規定する理由、これに準ずる理由を規定する同令30条および同令24条4項において定めるところの、同法23条2項一号および三号に規定するやむを得ない理由を定める同令6条1項の規定によって更正の請求の基因とされている理由で、当該国税の法定申告期限後に生じた理由に基づいてする更正は、当該事由が、同法70条2項の更正の除斥期間（減額更正または還付金額の増加更正等は法定申告期限から5年（法人税にかかるものは7年）を経過する日）の満了する日後に到来する場合には、当該事由が生じた日から3年間に付き職権更正することができると規定し

ている。

これらの規定の存在は、当然に真実の課税標準に基づく納税義務を確定させるべく、減額更正すべきことは、法の予定するところであると解する<sup>42</sup>。

最後に、上述する税法不知による合意解除について、法所定の更正の請求が許容されない場合にもたらされる二重課税等の課税処分の不整合性を解消するためにも、立法的是正措置等が講ぜられることを期待する。

### 本文中の脚注 33～42

33. 前掲最高裁平成2年5月11日判決（訟務月報37巻6号1080頁）参照。

34. 遠藤浩ほか編『民法（5）契約総論〔第4版〕』有斐閣双書（2001年）212頁参照。同旨として、星野英一『民法概論Ⅳ（契約）』良書普及会（1994年）215頁参照、我妻栄『債権各論上巻（民法講義Ⅴ）』岩波書店（1975年）215頁参照、山中康雄「解除の効果」『民法総合判例研究叢書民法（10）』有斐閣（1958年）255頁参照、水本浩・遠藤浩『債権各論〔改訂版〕』青林書院〔1993年〕66頁参照。

35. 合意解除の時期につき、納税者は法定申告期限直前である3月14日に合意解除したと主張するが、裁判所は、その合意の時期は確定申告期限である3月15日から持分一部移転登記の抹消登記完了の日である同年5月17日までの間と認定した。

36. この判決に関して、「申告期限後の合意解除は更正の請求の対象にならないとし、最高裁判所平成2年5月11日判決（訟月37巻6号1080頁）もこの判断を支持しています」とする見解（三木義一・関根稔・占部裕典『実務家のための税務相談（民法編）』有斐閣〔2003年〕71頁。）がある。

37. 前掲最高裁昭和62年7月10日判決（税資159号65頁）参照。

38. 前掲注30参照（措置法通達63（6）－6は、土地重課税に関して、売買契約の解除が行われた場合には、通則法23条2項の更正の請求を認めているが、法形式が契約解除であっても「再売買と認められる場合」には、当該更正の請求を認めないこととしている。当然のことであるが、

その反対解釈としては、それが、更正の請求の認められる解除かどうかにかかわらず、契約解除に遡及効を認めているということである）。

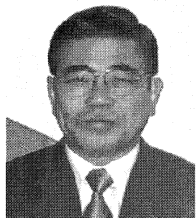
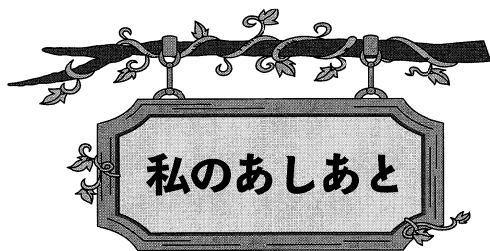
39. 前掲最高裁昭和62年7月10日判決（税資159号65頁）参照。

40. 同旨として、金子宏教授は、「税負担に関する錯誤を意思表示の無効原因と考えてよい場合がありうる」（金子宏・前掲書〔2005年〕125頁。）、と述べておられる。

41. 金子宏教授は、「今日の経済社会では、税負担の問題は、私法上の意思決定において考慮に入れるべき最も重要なファクターの一つであるから、平均的経済人の立場から見てそれが合理的であると認められる場合には、税負担に関する錯誤を意思表示の無効原因と考えてよい場合がありうる」と考える。ただし、このように解した場合にも、民事訴訟または相手方との合意によって行為や取引の無効の確認と原状回復をした上でなければ、更正・決定の無効を主張することはできないと解すべきであろう。」と述べられている。金子宏『租税法第十版』弘文堂（2005年）125頁。したがって、同教授も、税法不知による合意解除の許容の余地を説くものと思われる。

42. 大淵博義・前掲書（2005年）17～20頁参照。





## 青春の思い出

新沼勝三郎

私は岩手県大船渡市出身で、7人兄弟の6番目で三男坊です。名は勝三郎といいます。名前に「勝」の字を使っている人は戦前生まれに多いと思います。戦地の経験のある父は、昭和20年2月生まれの私に「勝」のついた名をつけた。よほど戦争に勝ちたかったのかもしれない。その父は中学3年の時、他界しており、規則正しい人だったとの思いはあるが記憶に乏しい。高校1年の5月23日、遠く南米チリから襲来した津波のため、住まいは跡形もなく破壊され一家離散を余儀なくされ、私は母の実家（同じ大船渡市）での生活が始まる。いずれにしても、貧しいながら片田舎ですくすく？と育った。

高校3年のとき①市役所、②電電公社、③国家公務員（税務職）と三つの就職先が内定していた。三男坊の私は親元を離れのびのびとした生活に憧れ（実際は、勉強しながら、給料が貰え、宿舎も整っているとの理由から）、税務職の道を選択した。決して国家に尽くそう、役に立つ人になろうなどの高邁な精神ではありませんでした。流れるままに、その時その時を頑張るという姿勢での生活が始まった。

井の中の蛙状態の私は、無口で口下手なうえ、方言丸出しで、都会の暮らしは想像以上に厳しいものであった。それでも持ち前の明るさで友人も増えていった。その影響を受け、明治大学（二部）商学部を受験した。昭和40年4月入学、その頃、勤務先は銀座を管轄区域に持つ京橋税務署、住まいは明大駿河台校舎の裏手にある公務員宿舎（神田寮）ということもあり、これ以上恵まれることがないぐらいの環境の中での生活であった。

この時職務は、間接税の中の物品税、入場税（現在は廃止されてない）と印紙税の調査事務が主であった。これらの仕事は簿記会計には直接係わりが少ないけれども、せっかく明大商学部で勉強できるのだから、税理士試験の合格を目指して頑張ろうと思い、3年になって会計学の（山野）ゼミを専攻した。ゼミ長に立候補（未だに理由は定かではない）し、いろいろと運動と努力を重ね、晴れてゼミ長に推薦された。その頃は、仕事はそこにゼミ活動の活発化に積極的に取り組むと同時に、ゼミの仲間とともに簿記・財務諸表論ほか税法の勉強へと励んだことが今となっては懐かしい思い出です。その結果、簿記論、財務諸表論に合格、その後大学を卒業したこと、税務の仕事をしていれば、いずれ税法は免除されると楽観して以後の受験はしていない。

平成16年7月、40年余り務めた税務の職場を退職、同年8月25日、税理士の登録ができ、皆さんの仲間入りができました。それから早くも3年になります。

熱き志に燃えた20歳代の足跡を中心にふれましたが、チョットとはにかんでいるところです。



## 娘の結婚

飯沼晴美

今年の8月、娘が結婚式を挙げることになりました。

生まれも育ちも東京のわたしの娘なのに、子供の頃から木や自然が大好きで、大学もわざわざ地方に行って森林について学び、卒業後も森や自然を守るための仕事をしていて、どうしても緑の中で挙式したいとの希望から会場は軽井沢になりました。

衣装合わせでウェディングドレス姿の娘を見ると、小さかった頃のことをいろいろとよみがえって来ます。扁桃腺炎で高熱を出して真っ赤な顔をして眠っていた時のこと、お転婆で高い柵によじ登って足の裏を削ってしまった時のこと、病院で注射をしてくださる看護婦さんのことを涙をこらえて睨み付けていた時のこと等々。頑固で言い出したら聞かない性格に手を焼くこともありましたが、どんな小さな子供にもその子なりの

思いがあることに気付き、なるべく話を聞いて理解し本人が納得するよう接してからは、お友達のこと、学校でのことなど何でも話してくれるようになりました。お陰でわたしはもう一度青春をやり直しているような気持ちになれました。子供を育てるということは、逆に子供に育てられることなのかもしれません。

娘は結婚してからもずっと自分のやりたい仕事を続けていくつもりようです。わたし達の時代はまだ女性が仕事をするときには家事や育児に支障がないようにしなければならず、女性の負担はかなり大きかったものですが、今は社会全体が女性の労働力を求めていることもあり、とても恵まれてきていると思います。わたしの仕事にはまったく興味を示してくれませんでした。いつも働いていた母親の姿を見て、自分も仕事をし続ける女性になりたいと思ってくれたのはうれしいことでした。

選んだ仕事はボランティア的な要素が強く、あまり高収入には結びつきそうもありませんので、厳しい現実の中で年を経ても今の理想を持ち続けていけるのか心配ではありますが、同じ志を持つパートナーと二人で頑張って生きていって欲しいと思っています。

わたしの母は戦後の大変な時期に四人の子供を育て上げ、89歳になる今も食事の支度から身のまわりのことを全部一人でこなし読書に励み書道を学び続けています。明るく前向きな母の生き方はいつもわたしに元気を与えてくれます。わたし自身の生き方が、娘になにかしら有意義なものを与えられるように年を重ねていけたらと思っています。



## 防衛庁から防衛省へ

佐野典子

毎回、「あしあと」に寄稿されている諸先輩方の原稿を興味深く読ませていただいています。国税を退官された先生の現役時代の話や、当初からの開業税理士の先生の苦労話などなど。今回の私の「あしあと」は、ひと味違った内容になることを最初に、お断りしておきますので、お許し下さい。

平成19年3月末、六本木に東京ミッドタウンができ、さっそく散策に出かけました。その地は、私が、大学を卒業してから、最初に就職した防衛庁が以前あったところ。防衛庁の建物の跡地には、ザ・リッツ・カールトンホテルやサントリー美術館が建ち、職場の仲間と花見をした桜町公園は、広々とした明るい公園に様変わりしていました。

私の出身は、瀬戸内海に面した福岡県豊前市で、近くの大分県中津市には、福沢諭吉の生家があります。生後まもなく父が亡くなり、伯母のもとで育てられました。高校まで、地元で学び、その後千葉大学へ入学、昭和54年に卒業し、六本木の防衛庁に就職しました。所属は、航空自衛隊航空幕僚幹部の総務課です。

事務職として就職したのですが、職場が航空幕僚幹部という名前だけあって当時の私からみれば、周りは佐官以上の中高年の幹部自衛官ばかりでした。地方の部隊では、逆に若い隊員が圧倒的に多いのですが。ちなみに、自衛官の階級は、下から順に、士、曹、准尉、尉官、佐官、将官となっています。大学は、法律専攻だったので、就職時の希望は一応、法務部門だったのですが、希望がかなわず総務課での一般事務職となりました。記憶に残っているのは、地方の部隊からあがってくる報告（航空機のエンジンに鳥がぶつかったことなど）や、当時は給料の口座振込みがなかったので、給料袋に札や硬貨を詰込む作業が今でも思い出されます。給料日当日は、今回はうまくいくかなとドキドキし、無事終わると上司とホットしたものです。また、始業時刻が早く、西千葉から通うので朝6時半には家を出なくては間に合わず、なかば強制的に世田谷の三宿の寮に引越しをさせられました。

その後2年間ほど勤務した後、事務官から制服組へ転職しました。理由は、女性にも活躍の場が多いことが魅力的だったからです。陸・海・空の幹部自衛官のうちからどこにしようかと迷いましたが、それまでが航空自衛隊に所属していたことから、結局は航空自衛隊を選びました。筆記試験と体力検査を無事通過し試験に合格しました。学生時代は、ボート部に所属していたとはいえ、体力検査のためジョギングなどをして備えました。

入隊後は、航空自衛隊では、奈良の幹部候補生

学校に約9ヶ月入校し、幹部自衛官となるべく教育を受けました。それまでは自由に日常生活を送ってきた私にとっては、全く違った世界でした。朝起きてから、夜寝ている時間まで管理されます。というのは、夜間に突発的に非常呼集があるからです。このときほど自由に時間を使えるあたりまえのことを貴重に感じたことはありませんでした。

ここでは、防衛大学卒の男性（当時は、防大は男性のみ）、一般大卒の男女、一般自衛官から内部選抜を通過した生抜き組の男性が同期となります。女性は、5名のみで、それまで一般自衛官だったが幹部試験を受けなおしたIさん、地元奈良市出身の外国語大学でインド文化を専攻していたHさん、阿波踊りの本場である徳島出身のOさん、その後ここ奈良の学校で知合った自衛官と真っ先に結婚したEさん、そして私です。

女性専用宿舎での共同生活では、朝6時に起床し、急ぎ作業服に着替えベッドの毛布などをたたみグラウンドまで突っ走って朝礼に向かうことから1日が始まります。毛布のたたみ方も端がバームクーヘン状態にそろえなくてはならないし、遅れると迷惑がかかるので、6時前に起きて準備を整え男性隊員の出具合をみて私達も出陣するように徐々に要領よくなってきました。その後、朝食が終わると、作業服からスカート姿に着替え午前中は座学といって机に向かい教室で授業を受けるのですが、前日の訓練の疲れが残っている日などは、ついうとうとしてしまうのです。昼食後、宿舎に戻ると、ベッドの上にロッカーにはいついたものが投げ出されていることがたまにあるのです。これは、小隊長のチェックがあった証拠なのです。整理整頓が悪いとこのような状態となります。

午後は、作業服に着替え、教練、体育などの授業です。教練用の作業服は、きちっとアイロンがけした折り目のあるもの、短靴は、靴墨で磨きあげたものです。ヘルメットをかぶり銃器を使った訓練もあり、銃を初めて手にしたときは、重さに驚きましたが徐々に慣れ、射撃訓練もこなしました。秋には、大勢の同期の仲間たちと夜を徹しての敵味方に別れての実践さながらの演習訓練もありました。体育の授業では、剣道が必須で、そのほかに柔道を選択しました。

このように息つく暇もない奈良での貴重な体験でした。給料をもらっても使う場所も時間も限ら

れており、楽しみは休日に奈良や京都への日帰り観光旅行でしたが、これも遅くまでうろうろできず門限までに帰ってこなければなりません。

奈良盆地の寒さが身にしみる12月に入ると、私達5名も配属先が決まり、それぞれが幹部自衛官として各部隊に異動になり、私は、埼玉県入間にある教育隊へ、高校を卒業したばかりの新人女子自衛官たちの中隊長としての職務となりました。また、熊谷の教育隊では、新人男子自衛官の教育にもあたりました。この間、観閲式にも参加しました。平成17年に、あるNPOの活動で御一緒させていただいている方からの誘いで、観閲式を観る機会があり、昔の炎天下での練習風景が脳裏をよぎりました。

その後、航空自衛隊を退職し、簿記の勉強をきっかけに税理士となりました。勤務していた法律会計事務所が、茅場町にあったことから、私も税理士事務所を近くに求め、平成14年に箱崎で開業し、平成16年には、引退される先生の事務所をお手伝いすることになりました。先生のご子息が市ヶ谷にある陸上自衛隊に勤務しており、つい先日、私は、約30年ぶりに防衛省の門をくぐり見学をさせていただきました。外見上は、かつて六本木にあった当時のぼろぼろの建物とは違って、ちょっとしたホテルのようでした。売店には、コンビニやコーヒーショップがあり防衛グッズや宝くじも販売しており、開かれた防衛省ということなのでしょう。見学ツアーの人々であふれていました。帰りに、殉職慰霊碑をまわり、タッチパネルから、かつて上司であった隊員の名前を見つけ、合掌した後、防衛省を後にしました。



## 随筆



## 「風林火山」を見て

塩野 満

NHKの大河ドラマ「風林火山」を毎週、楽しみに見ている。風林火山は、武田信玄の軍師、山本勘助が主役のドラマである。物語は、今川義元、北条氏康、村上義清らとの戦いや策略ほか、正室三条夫人と側室由布姫との関係、武田家家臣の思惑などが描かれている。6月の時点で、宿敵である上杉謙信は、まだ、登場していない。

山本勘助は、武田家に仕官するまでの間、随分の時間を他国で費やしている。今川家、北条家に仕官しようとするも上手くいかず、武田晴信（後の信玄）に取り立てられる。諏訪攻めを始めとする城攻めで才能を発揮し、次々と晴信を勝利に導く。晴信は、勘助を特に重用しようとするが、他の家臣は面白くない。そのような内部の人間関係も興味の一つである。

家督をめぐる女の戦いも見所の一つである。晴信は、父である武田信虎から家督を承継する際、信虎を自領地から駿府の今川家へ追放している。信虎は、武田家の世継ぎを、長兄である晴信ではなく、弟の信繁に譲りたかったようだ。そのような状況下、晴信は、自力で甲斐を奪い取ったのである。次に問題となるのは、晴信の跡継ぎである。正室の三条夫人には、義信、竜宝という2人の男子がおり、側室の由布姫は、勝頼を生んでいる。このような信玄の子等が、どのようにして跡目となるかを見ていくのも面白い。山本勘助は、由布姫の子、勝頼を跡取りにしたいと考えている。果たしてどのようにして勘助は、勝頼を育てていくのであろうか。

ところで、戦国大名を主人公とした大河ドラマは、現在の仕事の参考になるシーンがいくつかある。家督争いは、事業承継問題に置き換えてみることができ、親子間の軋轢の難しさは、今も同じである。また、山本勘助をはじめとする家臣の任

用は、職場の地位、部署、与えられる仕事に置き換えてみることができる。いきなり、外部から雇った人間に対して、多くの禄（給与）と重要な仕事を与えたのであれば、譜代の家臣は納得がいくはずもない。勘助は、実績を残すことによって、他の家臣より信頼を得ていくことになるのであるが、実は自分の見せ方も達者である。

ドラマは、今後、村上義清、上杉謙信との戦いに向かっていく。我が家では、容姿端麗な上杉謙信の登場を心待ちにしていたのだが、ついに、6月になっても現れず、上杉謙信役のGacktを大々的に宣伝したNHKに騙された感がある。早いうちに登場して貰って、最大の見所である川中島の合戦を盛り上げて欲しい。



## 心に残っていることば

清水 満 昭

この世に生を受け、還暦を過ぎた現在まで、両親初め多くの人々からたくさんの教えを受けてきた。数ある脳裏に焼きついていることばの中から、鮮明に浮かび上がってくるいくつかをあげてみる。

「嘘は泥棒の始まり」母からのことばである。物心付いてから繰り返し言い聞かされた。

嘘を吐いていると、正しい気持ちがなくなり、人の信頼も失うことになり、結局悪人になってしまうということだろうと思う。

そう言っていた母が、私が8歳ぐらいの時、父が他所の家でお酒を飲んでなかなか帰って来ないので、私に「お客さんが来ているので帰りなさい」と嘘を言って呼んで来いと言いつけた。

嘘を吐くなど教えながら、嘘を吐けと言うのだからとんでもない話であるが、とにかく母の命令なので、その家に行き、そのことを伝えてもらった。返事を待っていると、父が出てきて「本当にお客さんが来ているのか」と聞いた。私は何も答えられずに家に帰った。

すると、直ぐ父が帰ってきて「なんで、子供に嘘を吐かせるのか」と母を叱った。強く抗議をした父を見て、やっぱり嘘を吐いてはいけない、嘘はつくまいと決心した記憶がある。

その後、人間関係を良くするためには“嘘も方便”ということばもあると知ったが、私は嘘を言う顔から汗が出て、すぐバレてしまうので、余程のことがない限り嘘は吐かないことにしている。

次に父からの「上の人、下の人、皆に好かれる人間にならなければつまらん（つまらない）」ということばがある。

皆に好かれるなんて、どだい無理なことではあるが、人に嫌われるより好かれる方が良いに決まっている。中学生の頃「皆に好かれるためには、自分を殺して人に迎合し、八方美人にならなければならないので、おかしいのではないか」と父に議論を吹っ掛けたこともある。しかし、今は生涯かけて大変な命題をもらったと思っている。

人間というものは不思議なもので、こちらが相手の人を嫌っていれば、相手もこちらを嫌っているものだと思う。相手の人を好きだと思えば相手の人もそういう風に思うのではないだろうか。最も男女間では、片想いというものもあるので保証の限りではないが、それでも好かれていと感じられると悪い気持ちはしないと思う。

私自身、これからも皆を好きになって、論語で言っているように年長の人からは安心されるように、同僚の人からは信頼されるように、年下の人からは慕われるように努力していきたいと思っている。

税理士開業以前に、国税の職場で上司からいただいたことばに「浩然の気を持って仕事に取り組もう」がある。

浩然の気を広辞苑で引いてみると、①天地の間に満ち満ちている非常に盛んな精気、②俗事から開放された屈託のない心境、と書いてある。

このことばは、孟子と公孫丑という弟子との「心を動かさぬ」ということを中心とした問答の中で出てきている。

孟子は、「浩然の気とは何よりも大きく、どこまでも広がり、何よりも強く、真っ直ぐに育てば天と地の間に一杯になるものであり、義になかった行いの積み重ねにより発生するものである」と言っている。

義とは、人間の行為のうちで万人によって良い

とされるところのものを意味しているので、浩然の気とは、万人によって良いとされることを積み重ねていけば、その気はやがて天と地の間に満ち満ちてくる。そしてそれは何よりも強いものである。そういう気であると言うことができると思う。

税理士としても、正しい心を持って浩然の気を養い仕事に取り組んでいきたいと考えている。



## いざ出陣！！ 日本橋支部へ突入？

内田 孝

ドキドキ…、ドキドキ…、エレベーターを降りると見るからに重厚そうなドアが目飛び込んできた。ピーンポーン…ノックの後、「失礼します」の声と共にドアノブを廻す、入ろうとした瞬間さっきの少し甲高いチャイムの音。そうです、皆さん良くご存知のわが日本橋支部ホック人形町ビル2階の出入口の扉です。

多分、いや確かに緊張していた事を今でも思い出します。

それは一昨年の9月、意地の30年、やっとの思いで遅ればせながら税理士登録に漕ぎ着けました。生まれが向島だったものですから、「開業するなら下町情緒があり、活気溢れる商店街が有る街が良いなあ」と思い、そしてちょっと見栄を張り、国民生活金融公庫から起業資金×百万円と僅かな自己資金で人形町2丁目に開業いたしました。

そう文頭のドキドキ…は、その開業前月の8月某日、新規登録申請者の呼出面接日の事で、勿論私にとって上記の理由ですから友人、知人、縁故者の税理士が誰一人としている訳ではありません。そう！この時が日本橋支部初陣とあい成ったわけでありませう。

また、私はこの業界しか知らず、遙か先に行く税理士の友人等からの情報では、登録時の面接（どの支部と言う事ではありませんが）での対応に関して、意地悪な質問をされるから用心しろという教えがありました。多分それで身構えていたのでしょう。

しかし、私の心配は杞憂に終わりました。私の緊張している姿がはっきり見て取れたのでしょう。

にこやかな顔立ちで、ロマンスグレーが良く似合うK先生が、マニュアルにある正当な質問の後、  
(K先生)「野球部入りませんか？」

(私)「ちょっとハードですねー50歳超えていますから」

(K先生)「いや私がやっているのだから大丈夫です60歳超えていますけど」「ゴルフ部ありますよ」「カラオケ部も」

と誘ってくれました。

「前はどこの事務所にいたの」と、気さくに聞いて来るN先生

(私)「はい西新井支部のO先生の所です」

(N先生)「あれ、もしかして兄貴いる？A支部のOさん？」

(私)「はいそうです」

(N先生)「よく知っているよ、先日も会合（飲み会？）で会ったよ」

いや～！饒舌と言うか話を引き出すのが上手い

上手い、こちらもつい乗せられて喋り捲くったらあっという間に規定の30分…THE-ENDでした。

ハイ皆さんここで問題です。このK先生とN先生は誰でしょう？もうお解りですね！この稿が「日本橋第112号」に出稿させていただく頃には新旧入れ替わっておられる事と思いますが、御二人とも、わが日本橋支部には無くてはならない人物です（新人の私が言うまでもない事です）。K先生にはお疲れ様でしたと（そして今後は雑談室室長として）、またN先生にはぜひ今後とも我々の先頭に立って引っ張って行って下さいと、この場をお借りして申し上げます。私も初年兵で微力ではありますが、行事、会務等には出来る限り出席して皆様と親交を深めさせて頂ければと思っております。日本橋支部の皆様どうぞ今後とも宜しくお願い申し上げます。ということで、＜いざ出陣!!日本橋支部へ突入?＞はこれでお終いであります。さあー仕事頑張らなきゃ…借金かえさなきゃ…



## 長寿祝いを贈られて

渡 部 至

平成18年度定期総会において、税理士会日本橋支部より満80歳の長寿祝いをいただいた。

1926年（寅年）12月生まれの私は昨年2006年12月18日が正に80歳の誕生日でありました。

12月も下旬の誕生日とあって、公私共に多忙を極める時期で周囲もあまり気にとめることはなかったが、昨年は家族から祝いの会を催されたり、小学校、中学校時代の元気な旧友とも連絡しあい、傘寿なることを自覚し励まし合ったりしました。

税理士としての私の「80歳」を振り返ると幾度か支部誌に掲載してもらっているところですが、私の東京税理士会日本橋支部での登録は、昭和29年（1954年）2月であったので、丁度満53年となります。

その間、多くの会員の方々の協力のもと、本部理事10期、支部長2期を大過なく務めることが出来たことをこの上ない幸せに感じております。

しかし、税理士になったきっかけを思い返すと、同年輩、先輩の諸氏が経験した戦争があって、私は終戦の1945年3月に満18歳で陸軍2等兵として

召集され、長崎の原爆をこの目で見ていたのですが、大村練兵場という2km位離れた場所であったので九死に一生を得ているわけです。その年8月の終戦で繰上げ卒業した学校へも戻れず、大蔵省財務局への勧誘がありそれが今日税理士への道につながる結果となりました。

我が国は戦争放棄を宣言した憲法をもっています。これを子々孫々まで維持していかなければなりません。この太平洋戦争がなくて徴兵がなかったら、私は建築家になりたかったのです。なぜかという、私の通った小学校が名古屋市立山口小学校といい、徳川の屋敷町の一角にあった、昭和初期の建築としては珍しい堂々とした3階建て（講堂も立派、屋上あり）鉄筋コンクリート造りであり、それが誇らしかったためであろうと思います。

税理士も建築もいよいよグローバル化、先進化することで大いに研鑽が要求される時代であります。時代を受け継ぐ若人へ期待するばかりですが、私達の傘寿組も培った力を発揮して税理士会のため、自己のため力を尽くしたいと、思いを新たにしました。

長寿祝いの受贈のお礼をと思いのままを記しました。

## 各部だより

### [総務部]

#### 平成19年1月 支部幹事会報告

議長：中島副支部長

#### I. 開催要領

- 日時 平成19年1月22日（月）  
☆執行部会 14:00～14:30  
☆幹事会 14:30～16:00
- 場所 支部事務局会議室
- 審議事項前に「あんしん財団」より中小企業のための共済についての説明が行われた。

#### II. 審議事項

- 新年賀詞交歓会確認事項等の件  
大矢総務部長より、進行表を次のとおり変更で承認。閉会の辞 池上副支部長より浅野副支部長に変更。
- 青色申告会との協議会（12/20）の件  
大矢総務部長より、12月に協議会を開催すること及び2月の会員向発送物に青色申告会の勧誘書面を同封する事を承認。
- その他 特になし。

#### III. 報告事項

- 署との確定申告無料相談協議会（12/18）の件  
河原支部長より、税務署7名、税理士会4名参加で無事終了の報告。
- 厚生部同好会について  
栗原厚生部長より、TNGゴルフの参加者を増やすため、案内を会員全員に発送することについて報告。
- その他  
大矢総務部長より、1月26日（金）に日本橋税務署と研修会を行うことの報告。  
青木監事より、11月27日に中間監査をおこなったことの報告。

#### IV. 各部報告

- ① 総務部 特になし。
- ② 研修部 岡田研修部長より、2月の研修会の予定について報告。
- ③ 広報部 福本広報部長より、111号発送及び東京会広報誌の「東京会48だより」に日本橋支部担当で掲載したことについて報告。

④ 厚生部 栗原厚生部長より、各同好会の活動について報告。

⑤ 組織部 特になし。

⑥ 経理部 若狭経理部長より、中間監査及び無料相談等の交通費の支給の統一性について報告。

⑦ 綱紀監察部 星野綱紀監察部長より、2月1日、2日の証票点検について報告。

⑧ 税務支援対策部 浅井税務支援対策部長より、法人会等の税務相談について報告。

#### V. 理事会報告

木下理事より、平成19年1月18日（木）開催第9回理事会議題について報告。

審議事項 なし

報告事項 5件

#### VI. 委員会報告

① 法対策委員会 特になし。

② 情報システム委員会 中島委員長より、電子申告の研修会について報告。

#### 平成19年2月 支部幹事会報告

議長：浅野副支部長

#### I. 開催要領

- 日時 平成19年2月9日（金）  
☆執行部会 10:00～10:30  
☆幹事会 10:30～12:00
- 場所 支部事務局会議室
- 審議事項前に「㈱共栄会保険代行」より保険について、「㈱日税不動産情報センター」から不動産、保険、報酬支払制度について説明が行われた。税理士共栄会の保険商品の説明が行われた。

#### II. 審議事項

1. 閉庁日、税理士記念日、確定申告無料相談担当者等確認について
2. 青色申告会確定申告期税務相談員派遣、法人会無料税務相談日の件  
大矢総務部長より、青色申告会への会員派遣については、下記の担当者で承認。  
星野光一郎 福岡敏郎 福本光男 中沢 勇  
河原支部長より、法人会の無料相談につい

ては、現行毎週からを隔週に変更して承認。

報告事項

12件

### 3. 常会開催について

大矢総務部長より、4月11日に行うことで承認。

### 4. その他 特になし。

## III. 報告事項

### 1. 八団体賀詞交歓会（1/29）の件

河原支部長より、無事終了の報告。

### 2. 広域還付申告無料相談（2/1～15）の件

河原支部長より、2月7日の日本橋担当日に  
ついて無事終了の報告。

### 3. 確定申告無料相談会場案内新聞折込広告に ついて

大矢総務部長より、2月25日の新聞広告につ  
いて報告。及び慰労会を3月16日に行うことに  
ついて報告。

### 4. その他

- ・岡田研修部長より、1月26日の日本橋税務署と  
の実務研修会について報告。
- ・栗原厚生部長より、7月22日、23日に役員旅行  
を行う事の報告。
- ・河原支部長より、2月5日の国民生活金融公庫  
との懇親会について報告。

## IV. 各部報告

- ① 総務部 大矢総務部長より、新年賀詞交  
歓会について報告。
- ② 研修部 岡田研修部長より、2月実施の研  
修会及び4月予定の研修会について報告。
- ③ 広報部 鈴木広報副部長より、新年号の  
文字訂正について報告。
- ④ 厚生部  
栗原厚生部長より、各同好会の活動につ  
いて報告。
- ⑤ 組織部 特になし。
- ⑥ 経理部 若狭経理部長より、各税務相談  
の交通費の支給について報告。
- ⑦ 綱紀監察部 星野綱紀監察部長より、2月  
1日、2日の証票点検について報告。
- ⑧ 税務支援対策部 浅井税務支援対策部長  
より、各相談会が順調に行われている事の  
報告。

## V. 理事会報告

浅見理事より平成19年2月8日開催 第10回理  
事会についての報告。

承認事項

5件

## VI. 委員会報告

- ① 法対策委員会 特になし
- ② 情報システム委員会 特になし

## 平成19年3月 支部幹事会報告

議長：池上副支部長

### I. 開催要領

1. 日 時 平成19年3月22日（木）  
☆執行部会 10:00～10:30  
☆幹事会 10:30～12:00
2. 場 所 支部事務局会議室
3. 審議事項前に岩波一会員より副会長立候補  
についての挨拶が行われた。

### II. 審議事項

1. 選挙管理委員、立会人選任について  
河原支部長より、選挙管理委員の坂元会員、  
石橋会員、立会人の内田会員、大矢会員、立  
会人補助者の佐藤会員、青木会員を紹介して  
承認。
2. 拡大定例連絡会開催（4月16日（月））につ  
いて  
大矢総務部長より、出席未確認者の出席確  
認を行って承認。
3. 支部定期総会開催（6月25日（月））について  
大矢総務部長より、3時30分から明治座セン  
ターホールで行うことで承認。
4. 顧問相談役会開催（5月11日（金））について  
河原支部長より、4時30分から埼玉家で行う  
事で承認。
5. その他  
河原支部長より、原幹事の東京地方会転出  
による幹事の補充を行わない事で承認。  
若狭経理部長より、4月13日の決算検討会に  
ついて関係者の出席要請があった。

## III. 報告事項

1. 閉庁日（2/18）無料相談報告の件  
大矢総務部長より、無事終了の報告。
2. 支部間応援（青梅2/19、22～23、28 蒲田  
2/26、3/6、7）報告の件  
大矢総務部長より、青梅支部の支部間応援  
無事終了の報告。  
若狭経理部長より、蒲田支部の支部間応援  
無事終了の報告。

3. 税理士記念日無料相談（2/23）報告の件
4. 確定申告無料相談（2/28～3/9）報告の件
5. 本部理事定数増加の件  
河原支部長より、4名から5名に変更になる  
事の報告。
6. 東京会監事選任の件  
河原支部長より、監事の立候補について報  
告。
7. その他 特になし。

#### IV. 各部報告

- ① 総務部 特になし。
- ② 研修部 岡田研修部長より、4月開催の研  
修会の報告。
- ③ 広報部 福本広報部長より、広報112号に  
ついての報告。
- ④ 厚生部 栗原厚生部長より、各同好会の  
予定についての報告。
- ⑤ 組織部 特になし。
- ⑥ 経理部 若狭経理部長より、4月13日の決  
算検討会について報告。
- ⑦ 綱紀監察部 特になし。
- ⑧ 税務支援対策部 浅井税務支援対策部長  
より、各相談会について報告。

#### V. 理事会報告

藤山理事より平成19年3月20日（火）開催の  
第11回理事会報告

承認事項 8件

報告事項 5件

#### VI. 委員会報告

- ① 法対策委員会 池上委員長より、3月27日  
開催のセミナーについて報告。
- ② 情報システム委員会 中島委員長より、  
電子申告について報告。

#### 平成19年4月 支部幹事会報告

議長：池上副支部長

##### I. 開催要領

1. 日 時 平成19年4月16日（月）  
☆執行部会 10:30～11:00  
☆幹事会 11:00～12:30
2. 場 所 支部事務局会議室

##### II. 審議事項

1. 支部役員選挙に関する件  
支部選挙管理委員会より次の通り説明があ

った。

平成19年度支部役員選挙日程表（選挙管理  
委員会作成）審議のうえ、原案どおり承認、  
可決確定した。

2. 平成18年度・19年度各部事業報告及び事業  
計画案に関する件

各担当部長より各部の説明があった。

3. 平成18年度・19年度支部会計収支報告・予  
算案に関する件

各担当部長より各部の説明があった。

前記2項及び3項については、提案書として、  
承認され、次回幹事会において承認決議する  
こととされた。

#### III. 報告事項

1. 日本橋税務懇話会（4/4実施）報告の件
2. 常会（4/11開催）報告の件
3. その他

東京国税局からのお知らせとして、税理士  
の皆様へ「来署による税務相談の事前予約制  
の導入について」の文書が配布され、次の通  
り実施されることへの税理士の協力願いがあ  
った。

- ① 平成19年5月7日から開始  
東京上野はじめ7署
- ② 同年11月1日から開始  
①以外の77署

#### IV. 各部報告

- ① 総務部 特になし。
- ② 研修部 岡田研修部長より、税務署との5  
月実務研修会の予定（テーマ募集）。
- ③ 広報部 福本広報部長より、112号の発行  
準備（原稿6/6締めきり）。
- ④ 厚生部 栗原厚生部長より、野球大会の  
結果報告。
- ⑤ 組織部 田村組織部長より、前述（審議  
事項における18年度各部報告）の通り。
- ⑥ 経理部 若狭経理部長より、会計監査  
（4/27実施）の予定。
- ⑦ 綱紀監察部 特になし。
- ⑧ 税務支援対策部 浅井税務支援対策部長  
より、広域還付申告書の受付の件、受付・  
相談業務の実情を本会に申入れ及び本年度  
打合会にも報告した。

#### V. 理事会報告

木下理事より平成19年4月13日開催第1回理事会について報告

承認事項 5件  
報告事項 11件

岡田研修部長より、6月6日（水）に支部会議室で行う事の報告。

4. その他 特になし。

#### IV. 各部報告

- ① 総務部 大矢総務部長より、6月25日（月）支部総会について報告。
- ② 研修部 特になし。
- ③ 広報部 福本広報部長より、広報112号について報告。
- ④ 厚生部 特になし。
- ⑤ 組織部 特になし。
- ⑥ 経理部 特になし。
- ⑦ 綱紀監察部 特になし。
- ⑧ 税務支援対策部 浅井税務支援対策部長より、各相談会について報告。

#### V. 理事会報告

浅見理事より平成19年5月9日開催第2回理事会議題について報告。

承認事項 9件  
報告事項 8件

#### VI. 委員会報告

- ① 法対策委員会 特になし。
- ② 情報システム委員会 特になし。

### 東京税理士会日本橋支部 常 会 議 事 録

開催日 平成19年4月11日  
場 所 東京実業健康保険組合会館 6階大会議室  
開会時刻 午後0時30分  
閉会時刻 午後1時05分  
司会 総務部長 大矢

1. 支部長挨拶 河原邦文 次の内容の挨拶等があった。

- 一 所得税確定申告無料相談協力のお礼
- 二 電子申告の利用の推進
- 三 平成18年度税制改正における特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の反対の件
- 四 青色申告会との二者協定締結の件
- 五 税務支援、雑談室の開設及び署との実務研修会開催の件
- 六 役員任期満了に伴う改選の件

#### 2. 各部からの報告

前回常会（10月20日）以降について各部長よ

#### 平成19年5月 支部幹事会報告

議長：中島副支部長

##### I. 開催要領

1. 日 時 平成19年5月11日（金）  
☆執行部会 13:00～13:30  
☆幹事会 13:30～15:00
2. 場 所 支部事務局会議室
3. 審議事項前に「あんしん財団」より保険商品についての説明が行われた。
4. 岩波一会員より、東京会役員選挙の結果について報告が行われた。

##### II. 審議事項

1. 平成18年度・19年度各部事業報告及び事業計画の件  
各部長が総会議案書から説明を行い承認。
2. 平成18年度・19年度支部会計収支報告・予算の件  
若狭経理部長が総会議案書から説明を行い承認。
3. 会計監査（4/27）報告の件  
松下監事より4月27日に監査終了の報告。
4. 定期総会（6/25（月））当日分担確認等の件  
大矢総務部長より、別紙での説明を行い承認。
5. 支部役員幹事会及び役員懇親旅行の件  
栗原厚生部長より、別紙那須方面の旅行で承認。
6. 協同組合支所総代選任の件  
河原支部長より、池上副支部長、浅野副支部長、若狭経理部長選任で承認。
7. その他 特になし。

##### III. 報告事項

1. 支部役員選挙の件  
河原支部長より、議案書のとおり報告。
2. 確定申告無料相談連絡協議会（4/27）報告の件  
中沢幹事より、河原支部長と中沢幹事で出席し無事終了の報告。
3. 署との実務研修会の件

り報告があった。

① 総務部 大矢部長

- 一 青色申告会との二者協定締結の件
- 二 12月に運営委員会の開催があった件
- 三 無料相談の協力御礼（税理士記念日、税を考える週間及び所得税確定申告）
- 四 雑談室開設の件
- 五 定時総会（6月25日）開催の件

② 研修部（岡田部長）

次の通り研修会の開催を行った。

- 一 11/1 年末調整の説明
- 二 11/2 新会社法の説明
- 三 12/6 退職年金の説明
- 四 2/6 18年分所得税・贈与税申告の説明
- 五 2/8 個人の不動産取得の税務上の注意点

③ 広報部（福本部長）

- 一 会報111号の発行  
年男・年女シリーズなどに多くの原稿を  
投稿の御礼
- 二 会報112号（6/6）発行に際し、表紙写真  
の募集

④ 厚生部（栗原部長）

次の通り開催した。

- 一 忘年麻雀大会
- 二 明治座観劇会
- 三 野球大会 他  
ゴルフ大会開催の参加者募集

⑤ 組織部（田村部長）

- 一 11/16 新入会員のための緊急防災対策連絡網の作成
- 二 12/1 広域災害対策冊子の活用方法

⑥ 経理部（若狭部長）

- 一 中間決算書（9月末）の監査の実施
- 二 償却資産の免税申請書の提出
- 三 年度予算決算の作業（公会計基準の適用）

⑦ 綱紀監察部（星野部長）

- 一 11/7 署との合同会議の開催 申告書への署名押印の励行
- 二 本会の合同会合 東京国税局の方針等の説明
- 三 会員証票点検の実施 約470名完了 約270名未了

⑧ 税務支援対策部（浅井部長）

各種団体からの講師等の派遣要請が次の通りあった。

- 一 法人会（週1回、4月以降隔週実施）、商工会議所、協同組合、
- 二 日本橋税務署及び東京税理士会からの依頼

3. 各委員会からの報告

① 法対策委員会（池上委員長） 特になし。

② 情報システム委員会（中島委員長）

- 一 電子申告推進キャンペーンの実施  
1/19 PC利用による研修会開催  
平成20年までに利用率50%目標、電子署名は税理士だけで可（納税者不要）

4. 理事会報告（宮川理事）

月1回開催 10/20以降 5回開催 主な内容は次の通り。

- 一 会館建設 本館建設中
- 二 会費値下げの件（繰越金の過大残高あり）
- 三 電子申告推進キャンペーンの実施
- 四 日税連会長選挙の件 金子秀夫氏推薦
- 五 事業計画・予算案決定
- 六 平成20年度税制改正意見書（詳細 東京税理士会会報掲載）作成

5. その他 特になし。

以上、報告された。

拡大定例連絡会議事録

（日本橋支部と日本橋税務署における連絡会）

開催日 平成19年4月16日

場 所 日本橋税務署 6階会議室

開会時刻 午後1時30分

閉会時刻 午後2時43分

I 日本橋税務署長挨拶 貝守署長

日頃の税務行政に対する協力及び18年分所得税確定申告無料相談の御礼

II 東京税理士会日本橋支部支部長挨拶 河原支部長

電子申告推進協力及び税務相談の予約制の導入等

III 税務署からの連絡

一 管理部門 中川管理統括

振替納税の状況について

1. 18年度の受理状況

(1) 申告所得税 570件

- (2) 消費税 450件
- 二 徴収部門 嶋田徴収統括  
納付相談について  
督促状発送対象者納付について、納付相談時に資金繰表等の納付計画の説明などして下さい。
- 三 個人課税部門 古谷野個人1統括  
税理士会日本橋支部の無料相談への御礼  
平成18年分所得税・消費税の確定申告の状況について
- (1) 所得税 10,700件 (前年比104.3%)  
所得税 1,650件 (同比103.1%)
- (2) e-Tax利用状況  
所得税 190件 (利用率1.7%)  
消費税 300件 (同率18%)
- (3) 相談件数  
4,700件 (前年比94.7%) 内管外1,800件
- 四 資料情報部門 小池個人3統括  
1月末提出期限の法定調書の提出状況について
- (1) 未提出者450件に対して3月27日付けで督促状発送予定
- (2) e-Tax (合計表) に拠る提出240件 (前年比1,200%)
- 五 資産課税部門 砂野資産統括  
税理士会日本橋支部の無料相談への御礼  
平成18年分譲渡所得・贈与税の確定申告の状況について
- (1) 確定申告
- ① 譲渡所得 1,500件 (昨年1,350件)  
前年比 不動産102%、株式113%
- ② 贈与 350件 (昨年 380件)
- (2) 相談件数  
譲渡 1,000件 贈与 80件、相談者の6割が他署であった。
- 六 法人課税部門
1. 「税理士法第30条」及び「税理士法第33条の2」による、書面の添付場所及び提出の表示について 岡田法人1統括
- (1) 添付の有無の記載 別表1に記載欄記入要
- (2) 添付場所 申告書・決算書等の添付書類の最後部
2. 印紙税について 名和法人3統括

不動産売買・建物建築請負契約書について、特例適用が2年延長になった。

- 七 源泉部門 児島法人4統括  
源泉所得税の未納照会について  
平成18年12月分未納については、未納照会はがき3月16日回答期限とし、電話照会も行っている。また、年末調整による「0」報告も宜しくお願い致します。

#### 八 総務課 古嶋総務課長

1. 個別照会の事前予約制の導入及び一般的な相談の自己解決要請について

国税当局が行なう税務相談については、申告納税制度の下、納税者の皆様方の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境の整備の一環として、税務相談事務を実施しているところであり、申告・納税に際し真に手助けが必要な納税者を中心に対応していくことを基本とすると共に、対応すべき税務相談の範囲を整理し、相談体制を明確化することにより、厳しい定員事情の中で、納税者の利便性の向上と相談事務の効率化を図っていくこととしております。

つきましては、以下の2点につきまして、ご理解とご協力をお願い致します。

#### ① 個別照会の事前予約制の導入

19年11月から実施 税理士及び事務職員も含む。住所・氏名を確認する、申告納税を直結できる事。内容として電話では困難な事例。

#### ② 一般相談の自己解決

会計事務所職員による質問は、税理士先生指導により事務所内で解決を要請。  
19年5月より実施

2. 関与先・従業員名簿の提出 日向総務課長補佐

4月2日現在までに7割程提出いただいておりますが、未提出者については、今週中に再度依頼文書を発送する予定です。

3. e-Taxの利用状況について

利用の促進・拡大にご協力をお願い致します。

#### Ⅳ 税理士会からの連絡事項

- 一 総務部 大矢部長  
確定申告等の無料税務相談の状況等の報告
- 二 研修部 岡田部長

日本橋税務署との実務研修会の開催 5月頃  
予定していること

### 三 広報部 福本部長

支部では年3回広報誌を発行していること、  
1月新年号には署長の新年挨拶の原稿を頂いた  
事への御礼、112月号の発行準備をしているこ  
と。

### 四 厚生部 栗原部長

来週4月23日には野球部親善試合を予定して  
いること。

### 五 組織部 田村部長

日本橋支部では、最近の地震頻発に対して、  
大地震の防災対策を地域別の緊急連絡網を作  
成している事、また、新入会員への連絡網の  
再編成の手引きの作成検討を行っている。

### 六 経理部 若狭部長

支部会計の公会計基準に準拠した決算・予  
算書の作成の作業を行っていること。

### 七 綱紀監察部 蟻坂副部長

11月7日 署との部会会議、12月6日 国税  
局幹部との本会合同会議の開催、業務侵害の  
各税務署からの報告 当支部では会員の標章  
点検を行ったこと。

### 八 税務支援対策部 担当部長に代わり河原支 部長

所得税確定申告無料相談の受付件数 132件  
(前年比1%増)、また、税務支援等の活動状況  
の報告

## V その他

### 1. 税理士会日本橋支部質問

#### 一 個別照会事前予約の導入・一般相談の自己 解決要請の件

池上副支部長・田村部長

① 具体的な内容の説明要求

② 趣旨

③ 国税庁の税務行政の4本柱（調査、相談、  
広報及び指導）の一つである相談の見解は

### 二 税務支援のアウトソーシングの問題の件

河原支部長

① 一般競争入札に税理士会は入らなくて良  
いか

### 三 電子納税の件

本田会員

① 確定申告・予定納税の銀行口座振替納税

と電子納税の使い分けの問題

## 2. 署からの回答

### 一 総務課長

相談等の件

現在 局からの詳しい内容の連絡がないが、  
環境整備と聞いている。

現状 電話相談は受付が一杯で、断ってい  
る状況・状態がある。

### 二 高倉副署長

一般競争入札の件

内容の透明化、随意契約等 今後の検討を  
予定している。

### 三 中川管理統括

電子納税・振替納税の使い分けの問題

取扱及び要望等を局にあげて、取扱の指示  
を通知する。

以 上

## [研修部]

### 1. 平成18年度所得税・贈与税確定申告の解説

日 時：平成19年2月6日（火）

午後1時00分～4時00分

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館

参加者：169名

### 2. 個人の不動産所得と税務上の盲点20事例

日 時：平成19年2月8日（木）

午後1時30分～5時00分

講 師：税理士 木村 金藏氏

会 場：日本橋社会教育会館

参加者：113名

### 3. 新会社法に伴う登記関係

日 時：平成19年4月11日（水）

午後1時30分～4時30分

講 師：司法書士 小高 友啓

会 場：東実健保会館

参加者：111名

## [厚生部]

### 〈野球部〉

今年から野球部キャプテンを務めさせていただ  
きます櫻井と申します。野球部の活動状況に関し

てご報告します。

### ＜練習試合＞

3月31日に本所支部との練習試合を行いました。オフ明けにもかかわらずエースの渡辺選手の好投により勝利を飾ることができ、春の支部対抗大会に大きな展望が開けたと思ったのですがそう簡単にいかないのが面白いところで難しいところです。

平成19年3月31日 練習試合

|     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本 所 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |   |   | 3 |
| 日本橋 | 2 | 0 | 4 | 1 | X |   |   | 7 |

### ＜春の支部対抗大会＞

4月6日に春の支部対抗大会に参加し、1回戦で新宿支部と戦い、11対3で大敗してしまいました。初回到に5点を先取され、その後も追加点を奪われるなか、塩谷選手の2安打などで3点を奪ったものの1回戦敗退となりました。支部対抗大会は春、秋行われており、秋は3年連続ベスト8に入っているものの春は3年連続1回戦負けというおきまりのパターンに今回はまってしまった格好です。というのも組み合わせが前回大会のベスト8が1回戦で対戦する逆シード制になっており、ここ数年の我々の実力がベスト8の下位のままという状況です。

平成19年4月6日 支部対抗 (1回戦)

|     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本橋 | 0 | 1 | 0 | 2 |   |   |   | 3 |
| 新 宿 | 5 | 0 | 2 | X |   |   |   | 7 |

### ＜親善試合＞

4月23日に恒例の日本橋税務署チームとの親善試合を行いました。これは親善ということで、参加者全員が試合に出場するという特別ルールで和気あいあいと行われました。去年は負けていますが、今年は勝たせていただきました。

平成19年4月23日 親善試合

|        | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 計 |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本橋税務署 | 0 | 3 | 0 | 0 |   |   |   | 3 |
| 日本橋支部  | 1 | 4 | 2 | X |   |   |   | 7 |

### ＜第一ブロックリーグ＞

5月10日に第一ブロックリーグに参加し、1回戦で神田支部と戦い、4対2で惜敗しました。2点は取ったものの放ったヒットは2安打で相変わらずの攻撃力のなさが出てしまったゲームでした。

平成19年5月10日 ブロックリーグ (1回戦)

|     | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本橋 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 神 田 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | X | 4 |

今後は月1回のブロックリーグ、その合間の練習、夏の強化合宿を経て秋の支部対抗大会に臨みます。

(キャプテン 櫻井和儀 記)

### ＜ゴルフ部＞

平成19年のT.N.G会成績をお知らせいたします。第259回T.N.G会は、4月19日に茨城ゴルフ倶楽部で23名の参加者で開催しました。

優勝は中山かつお会員、2位が菅原一泰会員、3位が山科裕紀会員、BB栗原勝会員、ベスグロ菅原一泰会員という結果となりました。今回のT.N.G会は、18年度の取切杯も兼ねており、山科裕紀会員が優勝となりました。

茨城ゴルフ倶楽部は、日本橋支部の古くからの会員である廣田勝国会員のホームコースで、開催に際しては大変なご助力を頂いたばかりでなく、沢山賞品まで頂戴しました。この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。又、中山かつお会員はT.N.G会に初参加のため、スコア上は優勝となりましたが、規定により、準優勝の賞品をお持ち帰りいただきました。

第260回T.N.G会は、龍ヶ崎カントリークラブで5月18日、参加人数19名で開催しました。優勝は村松晴文会員、2位が君島博二会員、3位が本田純二会員、BB岡田昇会員、ベスグロ村松晴文会員となりました。

7月からメンバーの入れ替わる厚生部により、9月以降、年内3～4回のゴルフコンペを開催する予定です。スケジュールは追ってお知らせします。出来るだけ多くの先生方が参加して頂けることを願っております。新体制になりましても、宜しくお願い致します。(厚生部 坂下眞一郎 記)

### ○茨城ゴルフ倶楽部成績

優 勝 中山かつお G97 N74  
2 位 菅原 一泰 86 76  
ベストグロス (アウト47、イン50)

3 位 山科 裕紀 95 77

### ○龍ヶ崎カントリークラブ成績

優 勝 村松 晴文 G87 N72  
ベストグロス (アウト42、イン45)

2 位 君島 博二 97 76

3 位 本田 純二 95 78

### 〈テニス部〉

5月15日（火）東京都立有明テニスの森庭球場において東京税理士会春季テニス大会が開催された。日本橋支部からは佐々木則司・大塚亜希、櫻井和儀・上平孝子、青木久直・佐々木夫人、松下夫人・中島夫人、中島美和・岩川由美子の混合ダブルス5チームが参加した。春季大会は税理士の妻が参加できる大会で、佐々木・中島・松下会員の奥様が参加した。試合は、4チーム総当りの予選を行い、予選結果により1位～4位グループのトーナメントが行われる。日本橋支部はそれぞれ、1位グループから4位グループに振り分けられたが、4位グループの櫻井・上平組みが優勝の栄誉に輝いた。ちなみに櫻井会員は大会初参加で、テニス歴も半年、一試合ごとに成長を見せた大会であった。



今後10月10日（水）に支部対抗戦、11月1日（木）に秋季大会が予定されている。テニス部は、月に一度を目途にプロコーチを招いて練習会を開催しています。随時新入会員を募集していますので、希望者は事務局までご連絡ください。

〈テニス部・中島美和 記〉

### 〈囲碁部〉

恒例の京橋支部との親善囲碁大会は1月13日（土）当支部から9名（うち1名、深本三郎先生友情出席）出席して、京橋支部会議室において1人3回対戦することとして、盛大に開かれました。結果は、日本橋支部13勝、京橋支部11勝で4年連続日本橋支部の勝利に終わりました。対戦終了後、懇親会が開かれ、一層の親交を深めました。

2月8日、市ヶ谷の日本棋院において、「東京税理士会50周年記念及び東京税理士協同組合45周年記念支部対抗囲碁大会」が開かれました。当支部からは、小林、下村、坂元の3名が出席しましたが、日頃の調子がでず、B組14チームのうち11位でし

た。次回は大いに頑張ろうと思います。

3月29日は、支部春季囲碁大会が当支部会議室で開かれました。参加者12名をA組、B組にわけて、それぞれ熱戦を繰り広げました。結果は、次のとおりです。

|     | A 組      | B 組      |
|-----|----------|----------|
| 優 勝 | 大久保速男 四段 | 小池 政幸 二段 |
| 準優勝 | 榊 邦弘 五段  | 原口 義弘 二段 |
| 一 位 | 下川 芳夫 四段 | 余西 吉巳 一級 |

4月13日（金）には、日本棋院の小林健二七段をお招きして、三面打ちの指導をお願いしました。指導の結果は、当支部3勝、小林先生8勝で、支部先生方が大活躍しました。

平成19年度後期の日程は、7/13、8/17、9/21、10/11（大会）、11/8、12/13（プロ指導）を予定しています。皆様ごぞってご参加ください。

### 〈歌舞音曲部〉

#### ① 1～5月、月例会出席者数

|      |            |    |
|------|------------|----|
| 285回 | 19.1.9（火）  | 9名 |
| 286回 | 19.2.13（火） | 8名 |
| 287回 | 19.3.20（火） | 7名 |
| 288回 | 19.4.12（木） | 9名 |
| 289回 | 19.5.8（火）  | 6名 |

#### ② 今後

(1) 290回 19.6.12（火）を始めとして毎月原則、第2火曜日に月例会を行う。

(2) 19.10.13（土）第22回カラオケ発表会を開催予定。

（部長 中島重敏 記）

### 〔組織部〕

3月27日 組織部会

防災対策の組織整備について検討しました。

4月5日 組織部会

平成19年度組織部事業計画等について話し合い、立案しました。

（部長 田村慎太郎 記）

### 〔綱紀監察部〕

\* 平成18年度～20年度の税理士証票、バッジの所持確認を行ないました。

1. 日 時 平成19年2月1日（木）・2日（金）  
午前10時～午後4時

|        |           |
|--------|-----------|
| 2. 場 所 | 日本橋支部事務局  |
| 3. 結 果 | 対象会員 737名 |
|        | 実施会員 470名 |
|        | 未済会員 267名 |
|        | 対象法人 18法人 |
|        | 実施法人 10法人 |
|        | 未済法人 8法人  |

\* 今後の予定

上記未済会員に対する税理士証票、バッジの所持確認を行ないます。(部長 星野光一郎 記)

### 【税務支援対策部】

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。担当された会員の皆様方にはご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

#### 《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

| 平成19年実施日 | 会 場    | 担当税理士 |
|----------|--------|-------|
| 1月17日(水) | 法人会事務局 | 青木 久直 |
| 1月24日(水) | 〃      | 山崎 泰  |
| 1月31日(水) | 〃      | 坂下 弘子 |
| 2月7日(水)  | 〃      | 猪股 正明 |
| 2月14日(水) | 〃      | 村上 康夫 |
| 2月21日(水) | 〃      | 山崎 健  |
| 2月28日(水) | 〃      | 村田 裕  |
| 3月7日(水)  | 〃      | 岩川由美子 |
| 3月14日(水) | 〃      | 岩本 忠司 |
| 3月28日(水) | 〃      | 佐野 典子 |
| 4月11日(水) | 〃      | 高橋美津子 |
| 4月25日(水) | 〃      | 青木 久直 |
| 5月16日(水) | 〃      | 皆平 弘一 |
| 5月30日(水) | 〃      | 岩川由美子 |

○日本橋青色申告会からの依頼分

| 平成19年実施日 | 会 場         | 担当税理士 |
|----------|-------------|-------|
| 2月22日(木) | 日本橋青色申告会事務局 | 星野光一郎 |
| 2月23日(金) | 〃           | 福岡 敏郎 |

## ここが旨い

### 寿司「とちの木」

榎

「えっ！ここがお寿司屋さん？」と首をひねるような店構え、どちらかというと喫茶店のエントランス、店内も明るいカフェを思わせる雰囲気です。

でも、れっきとしたお寿司屋さん。昨年秋にオープンした若い板さんと奥様の二人三脚。ネタの新鮮さと、私がうれしいのは日本酒の旨いこと。酒のお供も充実しています。仕事帰りに寿司をつまんで一杯は格別です。お値段もお手頃、天麩羅の付いたコースもお勧めです。

● ランチ：780～980円

● コース：4,200～6,300円

● ランチ：11時～14時

● デイナー：17時～22時

住 所：人形町1-18-5 TEL 5643-1144

(提供 新沼勝三郎)

### 昆ぶ禅

たいめい軒の向かい側の「ぬまたビル3階」にある宮崎地鳥の店。夜は周りのサラリーマン、OLでたえず満員です。その訳は、オーナーの料理(経営全般)に対するこだわりなのです。

居酒屋の域を出ていて会席料理に近いものがあり、見て「わっ！」口にして「わっ！」という感じです。鳥レバーの刺身などは塩だれでなんともいえない味です。

お値段はとても安く大食いでも5千円あれば大丈夫です。

なお、私はランチには行ったことがないのですが、オーナーがうどんの研究をされていてカレーうどんがとても評判で、やはりかなり混んでいるようです。

営業時間：11時～14時 17時～23時

ラストオーダー22時

住 所：中央区日本橋1-6-7 ぬまたビル3F

TEL 3272-8825

(提供 高橋美津子)

|                  |             |       |                              |
|------------------|-------------|-------|------------------------------|
| 2月26日(月)         | 〃           | 福本 光男 | 《業務委託に係る記帳指導(最終回)》           |
| 2月27日(火)         | 〃           | 中沢 勇  | ○日本橋税務署からの依頼分                |
| 《窓口専門相談》         |             |       | 平成19年実施日 会場 担当税理士            |
| ○商工会議所本部からの依頼分   |             |       | 1月24日(水) 日本橋青色申告会事務局 若狭 茂雄   |
| 平成19年実施日         | 会場          | 担当税理士 | 1月25日(木) 〃 福岡 敏郎             |
| 1月12日(金)         | 中小企業相談センター  | 岩本 忠司 | 1月26日(金) 〃 星野光一郎             |
| 2月2日(金)          | 〃           | 皆平 弘一 | 《年金受給者及び新規住宅取得者に対する申告指導・説明会》 |
| 2月23日(金)         | 〃           | 岩川由美子 | ○東京税理士協同組合からの依頼              |
| 3月16日(金)         | 〃           | 後久 亮  | 平成19年実施日 会場 担当税理士            |
| 4月17日(火)         | 〃           | 佐藤 嘉光 | 2月7日(水) 日本橋公会堂 青木 久直         |
| 5月11日(金)         | 〃           | 結城 昌史 | 浅野 雅史                        |
| ○商工会議所中央支部からの依頼分 |             |       | 後久 亮                         |
| 平成19年実施日         | 会場          | 担当税理士 | 佐野 典子                        |
| 1月24日(水)         | 京橋プラザ3階     | 村田 裕  | 二瓶 正之                        |
| 2月21日(水)         | 〃           | 二瓶 正之 | 村田 裕                         |
| 2月22日(木)         | 〃           | 皆平 弘一 | 山崎 泰                         |
| 2月23日(金)         | 〃           | 後久 亮  | 結城 昌史                        |
| 2月28日(水)         | 〃           | 高山 秀三 | 若狭 茂雄                        |
| 4月18日(水)         | 〃           | 皆平 弘一 | 渡辺 春樹                        |
| 5月16日(水)         | 〃           | 岡田 進  | 2月8日(木) 日本橋公会堂 岩川由美子         |
| 《消費税個別相談会》       |             |       | 岩本 忠司                        |
| ○商工会議所本部からの依頼分   |             |       | 坂下 弘子                        |
| 平成19年実施日         | 会場          | 担当税理士 | 桜井 利一                        |
| 1月16日(火)         | 日本橋青色申告会事務局 | 浅野 雅史 | 佐藤 嘉光                        |
| 1月17日(水)         | 〃           | 二瓶 正之 | 高山 秀三                        |
| 1月18日(木)         | 〃           | 村田 裕  | 二瓶 正之                        |
| 2月6日(火)          | 〃           | 結城 昌史 | 皆平 弘一                        |
| 2月7日(水)          | 〃           | 岩川由美子 | (敬称略)                        |
| 2月8日(木)          | 〃           | 後久 亮  | (部長 浅井光政 記)                  |

## 日本橋税務署からのお知らせ

### 東京国税局からのお知らせ

#### 税務相談に関するお願い

国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下、納税者の皆様方の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境の整備の一環として、税務相談事務を実施しているところであり、申告・納税に際し真に手助けが必要な納税者を中心に対応していくことを基本とするとともに、対応すべき税務相談の範囲を整理し、相談体制を明

確化することにより、厳しい定員事情の中で、納税者の利便性の向上と相談事務の効率化を図っていくこととしております。

つきましては、以下の2点につきまして、御理解と御協力をお願いいたします。

#### ◎ 一般的な税務相談の自己解決

税理士の皆様方には、従来より、一般的な税務相談については、税理士の皆様が自ら解決していただくようお願いしておりましたが、平成19年5月7日(月)以降、東京国税局管内の税務署及び税務相談室においては、税理士及び税理

士事務所の方からの電話による一般的な税務相談については、お受けしないことといたしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

税理士の皆様方には、税務相談については、所属する税理士会の会員相談室等にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

また、国税庁では、ホームページに質疑応答事例や法令解釈通達などを掲載していますので、御利用ください。

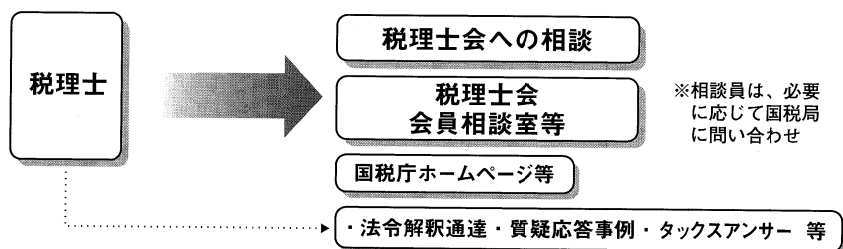
### ◎ 来署による税務相談の事前予約制の導入

平成19年5月7日（月）以降、東京上野、浅草、

王子、荒川、足立、西新井及び葛飾税務署管内の納税者である顧問先に関する税務相談で、帳簿書類などを確認しながら面接相談が必要である場合には、あらかじめ顧問先の所轄税務署に連絡し、税理士名、顧問先の名称・住所・相談内容などを明示して、面接相談の日時の予約を行ってください。

なお、東京国税局管内の上記以外の税務署の納税者である顧問先に関する面接による税務相談については、平成19年11月1日（木）以降、同様の対応とさせていただきます。

### 一般的な税務相談の自己解決のお願い



- ◎ 申告・納税等に際し、真に手助けが必要な納税者を中心に対応していくため、平成19年5月7日（月）以降、一般的な税務相談については、税理士の皆様が自ら解決していただくようお願いいたします。
- ◎ 税務相談のお問い合わせは、税理士会の会員相談室等を御利用ください。
- ◎ 国税庁では、ホームページに質疑応答事例等を掲載しておりますので、御利用ください。

### 来署による税務相談の事前予約制の導入について

東京国税局管内税務署においては、以下のとおり、来署による税務相談の事前予約制を導入いたしましたので、御案内いたします。

税理士の皆様におかれましても、御協力をお願いいたします。

なお、予約の際には、顧問先の氏名・名称・住所・相談内容などをお伺いいたします。

また、来署による相談の際には、帳簿書類など参考となる書類が必要となりますので、あらかじめ御了承願います。

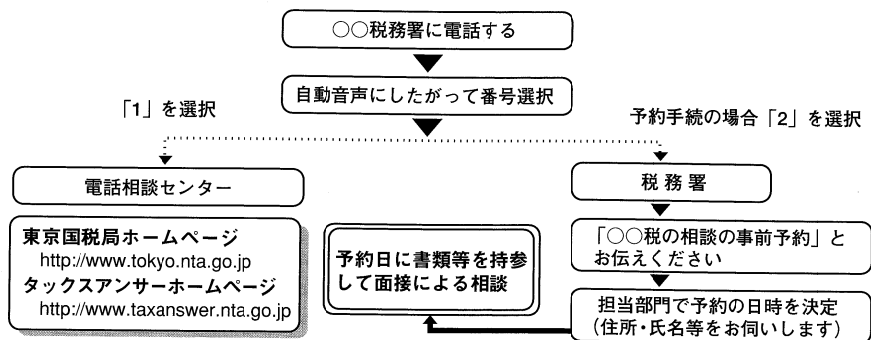
#### ○平成19年5月7日（月）から開始

東京上野、浅草、王子、荒川、足立、西新井、葛飾の7署

（注）上記7署においては税務相談を電話相談センターで集中的に処理していますので、事前予約を行う際は、音声案内のあと「2」を選択し、署の電話交換手に「〇〇税の相談の事前予約」とお申し付けください。

#### ○上記以外の77署については、平成19年11月1日（木）から開始いたします。

（注）77署においては音声案内は流れませんので、署の電話交換手に「〇〇税の相談の事前予約」と、お申し付けください。



## 中央都税事務所からのお知らせ

◎昨年度に引き続き、平成19年度も23区内の小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します

【減免対象】 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分  
ただし、個人又は資本金等が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

【減免割合】 固定資産税及び都市計画税の税額の2割

【減免手続き】 減免を受けるためには、申請が必要です。

まだ申請をされていない方で、小規模非住宅用地を所有されていると思われる方には、7月下旬に「固定資産税減免手続きのご案内」をお送りする予定です。減免の要件をご確認のうえ、申請してください。

※ なお、平成18年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請していただく必要はありません。

ご不明な点は、お持ちの土地が所在する区の都税事務所にお問い合わせください。

◎自動車税の納付はお済みですか？

車検時納付はNO！

自動車税の納期限から1か月以上が過ぎていま

す。納期限を過ぎても納めていただけないと、延滞金がかかります。まだ納付がお済みでない方は、至急お納めください。

東京都の自動車税は、金融機関・郵便局のほか、コンビニエンスストア※1、ペイジーマークの付いている金融機関・郵便局のATM（現金自動預払機）、パソコンや携帯電話※2からも納付できます。

※1 エーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート HOT SPARCVS ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン  
(50音順)

※2 ペイジーマークの付いている金融機関・郵便局のATM、パソコンや携帯電話により納付される場合は、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。また、継続検査（車検）用の納税証明書は、後日郵送させていただきます。

【お問い合わせ先】

主税局総務部総務課相談広報係

電話 03 (5388) 2924

中央都税事務所総務課相談広報担当

電話 03 (3553) 2151

## 支部会員異動のお知らせ

平成19年1月1日～  
平成19年5月31日

〈入会〉

1月25日 深井 一弘 〒103-0027  
日本橋3-7-9  
古山ビル4階  
電話 5299-0531

1月25日 宮田 房枝 〒103-0022  
日本橋室町1-7-1  
スルガビル7階  
蛸澤力税理士事務所  
電話 6803-6711

2月22日 安達 巧 〒103-0007  
日本橋浜町3-3-1-4308号  
電話 5640-2119

2月22日 井上 智博 〒103-0022

日本橋室町1-7-1  
スルガビル7階  
蛸澤力税理士事務所  
電話 6803-6711

2月22日 梅田 大作 同上

2月22日 中川 利海 同上

2月22日 西谷内貴之 同上

2月22日 佐藤 修治 〒103-0013  
日本橋人形町1-4-4-203号  
浅野汜子税理士事務所  
電話 3666-7008

2月22日 中村 雅浩 〒103-0027  
日本橋3-3-4  
八重洲Nビル3階

|             |                                                                                      |             |                                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------|
| 2月22日 村山 尚  | 電話 0120-975-332<br>〒103-0022<br>日本橋室町1-9-1<br>日本橋室町ビル8階<br>相澤博税理士事務所<br>電話 5200-7531 | 3月22日 春山 修  | 〒103-0007<br>日本橋浜町2-3-2-903号<br>川嶋由子税理士事務所<br>電話 5652-5522             |
| 3月22日 朝生 隆一 | 〒103-0026<br>日本橋兜町1-7-1002号<br>電話 3666-1448                                          | 3月22日 藤倉美菜子 | 〒103-0023<br>日本橋本町4-2-10<br>久木田ビル6階<br>藤倉一巳税理士事務所<br>電話 3516-1003      |
| 3月22日 伊東 玲  | 〒103-0026<br>日本橋兜町1-10<br>日証館6階<br>井澤浩昭税理士事務所<br>電話 3666-8015                        | 4月19日 伊藤 淳  | 〒103-0027<br>日本橋1-4-1<br>日本橋1丁目ビルディング16階<br>税理士法人平成会計社<br>電話 3231-1991 |
| 3月22日 大谷 高弘 | 〒103-0027<br>日本橋1-4-1<br>日本橋1丁目ビルディング16階<br>税理士法人平成会計社<br>電話 3231-1858               | 4月19日 権正 晶子 | 同上                                                                     |
| 3月22日 大畑 智宏 | 〒103-0011<br>日本橋大伝馬町12-12<br>ニューサンクレストビル5階<br>山根深税理士事務所<br>電話 5643-2775              | 4月19日 下田 泰寛 | 〒103-0011<br>日本橋大伝馬町2-11<br>イワサキ第2ビル6階<br>小池良税理士事務所<br>電話 5695-2381    |
|             |                                                                                      | 4月19日 鈴木 澄子 | 〒103-0025<br>日本橋茅場町3-4-5<br>電話 3661-8080                               |
|             |                                                                                      | 4月19日 高畠 祝子 | 〒103-0002                                                              |



## ちょっとひとこと

私の事務所が小伝馬町にあることもあってか今まで何人かの人に小伝馬町の歴史等について聞かれたことがありました。

そこでせっかく紙面を頂きましたので小伝馬町について調べてみたことを書いてみました。

今から約400年前の1606年（慶長16年）江戸城拡張にともなって城郭内で伝馬・荷駄の役を務めていた駅家が移ってきて伝馬町ができたようです。千代田村から移ってきた駅家を小伝馬町と名付け、一方、宝田村から移ってきた駅家をその数が多かったことから大伝馬町と名付けたそうです。

他に南伝馬町と称する町もあってこの三町が五街道の交通の要役を果たしていました。又、小伝馬町には牢屋敷があったことで有名でありますがこの牢屋敷は慶長年間（たぶん小伝馬町

ができた1606年～1614年の間だと思われる）に常盤橋際から移転したもので1875年（明治8年）まで約270年間存続し、安政の大獄（1858年）で捕らえられた、吉田松陰、橋本佐内らがここで刑死したと伝えられています。

なお、江戸には処刑場としてこの他に八百屋お七、天一坊、平井権八などが処刑された鈴ヶ森（品川区）、はりつけ、獄門で有名な小塚原（骨ヶ原とも書く、荒川区）があったということです。

### < 参考 >

- 伝馬…送迎用の馬のこと。江戸時代には、幕府が主要街道に設け一般人が利用できるものもあった。
- 伝馬町…宿駅で人馬の継ぎたてを行うところ。
- 五街道…江戸時代に江戸を基点とした五つの主要な街道。東海道、中山道、日光街道、奥州街道、甲州街道。 <山本 勝>

|        |                 |         |               |               |
|--------|-----------------|---------|---------------|---------------|
|        | 日本橋馬喰町2-6-3     |         |               | 電話5641-3955   |
|        | 電話 3663-4964    | 3月20日   | 石田 俊也         | 〒103-0013     |
| 5月24日  | 福永 隆明           |         |               | 日本橋人形町3-4-15  |
|        | 〒103-0027       |         |               | アルティス人形町902   |
|        | 日本橋3-5-12       |         |               | 電話5856-0822   |
|        | 電話3272-2277     |         |               |               |
| 5月26日  | 山下 剛            | 3月29日   | 納見 哲三         | 〒103-0023     |
|        | 〒103-0002       |         |               | 日本橋本町4-10-5   |
|        | 日本橋馬喰町2-6-3     |         |               | スぺーシア日本橋406   |
|        | 電話3663-4963     |         |               | 電話 3249-6733  |
| <法人入会> |                 |         |               |               |
| 4月13日  | ライフ税理士法人        | 4月6日    | 佐藤 亮輔         | 〒103-0023     |
|        | 〒103-0022       |         |               | 日本橋本町4-14-2   |
|        | 日本橋室町1-13-4     |         |               | ミマツビル4階       |
|        | 室一ビル2階          |         |               | 電話 5847-0451  |
|        | 電話 3242-3605    | 4月6日    | 丸山 祥史         | 〒103-0022     |
| 4月26日  | 税理士法人田尻会計       |         |               | 日本橋室町1-1-3    |
|        | 高橋勝彦税理士事務所      |         |               | 紅花ビル3階        |
|        | 〒103-0023       |         |               | 宮原裕徳税理士事務所    |
|        | 日本橋本町1-5-3      |         |               | 電話 6202-7174  |
|        | 第一日高ビル5階        | 4月13日   | 鳴海 英俊         | 〒103-0022     |
|        | 電話3241-5031     |         |               | 日本橋室町1-13-4   |
| <転入>   |                 |         |               |               |
| 1月1日   | 大澤 環            |         |               | 室一ビル2階        |
|        | 〒103-0001       |         |               | ライフ税理士法人      |
|        | 日本橋小伝馬町14-5     |         |               | 電話 3242-3605  |
|        | メローナ日本橋1002号    | 4月13日   | 山崎 宏治         | 同上            |
|        | 電話5614-9060     | 4月20日   | 成沢 剛宏         | 〒103-0026     |
| 2月2日   | 近藤 廣志           |         |               | 日本橋兜町18-5     |
|        | 〒103-0025       |         |               | 日本橋兜町ビル4階     |
|        | 日本橋茅場町1-5-2     |         |               | 電話 5644-7525  |
|        | 日原ビル4階          |         |               |               |
|        | 電話 3662-1511    | 5月29日   | 大久保秀治         | 〒103-0027     |
| 2月8日   | 高橋 典秀           |         |               | 日本橋2-2-5      |
|        | 〒103-0027       |         |               | 日本橋アルガビル6階    |
|        | 日本橋1-4-1        |         |               | パートナーズ総合税理士法人 |
|        | 日本橋1丁目ビルディング16階 |         |               | 電話 3510-1053  |
|        | 税理士法人平成会計社      |         |               |               |
|        | 電話3231-1858     | 5月29日   | 桑原ふさみ         | 同上            |
| 2月16日  | 石島 洋一           | 5月29日   | 鈴木 達也         | 同上            |
|        | 〒103-0021       | 5月29日   | 永塚 隆          | 同上            |
|        | 日本橋本石町3-3-15    | 5月29日   | 林 理恵子         | 同上            |
|        | 田所ビル            | 5月29日   | 茂木 慎一         | 同上            |
|        | 電話 3275-1311    | <法人転入>  |               |               |
| 3月8日   | 工藤 健寿           | 5月29日   | パートナーズ総合税理士法人 |               |
|        | 〒103-0022       |         | 〒103-0027     |               |
|        | 日本橋室町1-7-1      |         | 日本橋2-2-5      |               |
|        | スルガビル7階         |         | 日本橋アルガビル6階    |               |
|        | 軒澤力税理士事務所       |         | 電話3510-1053   |               |
|        | 電話6803-6711     | <事務所変更> |               |               |
| 3月9日   | 渡邊公年            |         | 井澤 浩昭         | 〒103-0026     |
|        | 〒103-0013       |         |               |               |
|        | 日本橋人形町1-18-5    |         |               |               |
|        | TKビル3-4階        |         |               |               |

日本橋兜町1-10  
日証館6階  
鈴木 逸郎 〒103-0022  
日本橋室町1-8-2  
日本橋末廣ビル8階  
一條 博幸 〒103-0012  
日本橋堀留町2-8-4  
堀留アーバンビル5階  
内藤 恭子 〒103-0001  
日本橋小伝馬町13-5  
鏡ビル5階  
下川 芳史 〒103-0013  
日本橋人形町2-14-3  
人形町ACTビル2階  
内田 孝 〒103-0003  
日本橋横山町1-3  
電話 3662-0574

# 〈事務所名称変更〉

岩澤 尚也 税理士法人 田尻会計  
高橋 勝彦 高橋 勝彦税理士事務所  
同 上

# 〈転 出〉

豊田 清 江東東支部へ  
鈴木 慶子 京橋支部へ  
佐藤 正樹 渋谷支部へ  
馬場潤一郎 中野支部へ  
井上 慶太 芝支部へ  
西村 元 豊島支部へ  
土屋 敏雄 麹町支部へ  
大塚 健司 渋谷支部へ  
川島 卓朗 京橋支部へ  
片岡 悦子 江戸川北支部へ  
湯田 隆二 麹町支部へ  
中村 初男 江戸川南支部へ  
原 幸 京橋支部へ  
白鳥 智子 麻布支部へ

# 〈退 会〉

廣瀬加代子 業務廃止  
原田日出男 千葉県会へ  
菊池 定男 業務廃止  
武井マリ子 関信越会へ  
吉田 清治 千葉県会へ  
地曳 康博 “  
吉田 憲和 関信越会へ

# 〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

玉越 政男 (大正13年5月14日生まれ83歳)  
平成19年2月6日死亡  
竹迫 建治 (大正14年2月8日生まれ82歳)  
平成19年2月15日死亡  
切敷 丈裕 (大正13年12月10日生まれ82歳)  
平成19年2月16日死亡

# 表紙の写真

## 車窓から見た崑崙山脈

乗って来ました！世界の屋根チベットに行く青蔵鉄道約2,000kmの旅。青海省・西寧からラサまで、最高地点は標高5,072m！行程中960kmが標高4,000m以上を走行する、まさに「天空の旅」です。夜8時過ぎに一等寝台車に乗車し、翌朝目覚めると、そこにはチベットの雄大な風景…崑崙山脈、ココシリ自然保護区、長江源流のトト河、タングラ山脈、蔵北草原の雪景色、地平線と一体となって大空を赤く染める夕焼け…次々と移り変わる景色に目を奪われ、心から堪能した26時間の旅でした。

# 編 集 後 記

支部会報“にほんばし”112号をお届けいたします。ご多忙の中、研究論文、私のあしあと、随筆等、ご寄稿下さいました皆様には心から感謝申し上げます。

本年は東京税理士会役員及び支部役員の改選の年に当たり、皆様には多大なご協力をいただきました。お礼申し上げます。本年は支部総会が例年より遅く予定され、支部役員の抱負は次号に掲載させていただくよう新広報部長に引き継がせていただきます。

今号で私達広報部の最後の発行となります。2年間という短い年月でしたが、会員の皆様から多くの事を学ばせていただきました。皆様の温かいご指導に対し厚くお礼申し上げます。有難うございました。

引き続き、新広報部もより一層のご支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

編集委員 福本光男 鈴木 毅 佐々木則司  
高橋美津子 山本 勝

## 東京商工会議所の

## 無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（国民生活金融公庫）の融資制度です。

## ＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方  
（パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 など

## ＜ご用意いただく書類＞

- 個人事業主の方
  - ・前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
  - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
  - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
  - ・前期・前々期の青（白）色決算書および確定申告書（控）
  - ・（決算後6か月以上経過の場合）最近の試算表
  - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
  - ・商業登記簿謄本
  - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規及び別枠申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。  
※必要に応じて追加資料をお願いする場合もございます。

## 融資の条件

## 資金使途

運転資金  
設備資金

## 融資限度

550万円  
+別枠450万円

（別枠450万円は平成20年3月31日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

## 返済期間

運転資金 5年以内  
設備資金 7年以内

（上記条件での返済期間の取扱いは平成20年3月31日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

担保  
保証人

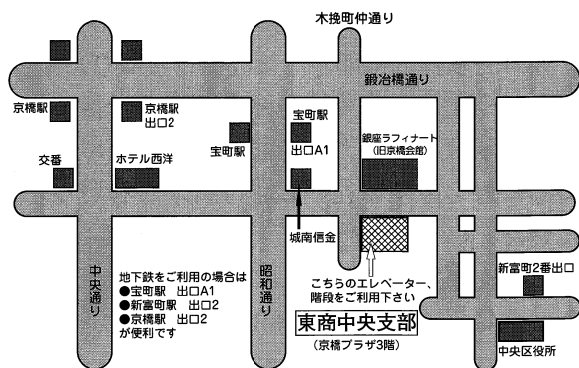
不 要

（保証協会の保証も不要です）

## 利 率

年2.2%

（平成19年5月16日現在）



【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811 FAX 3538-1815

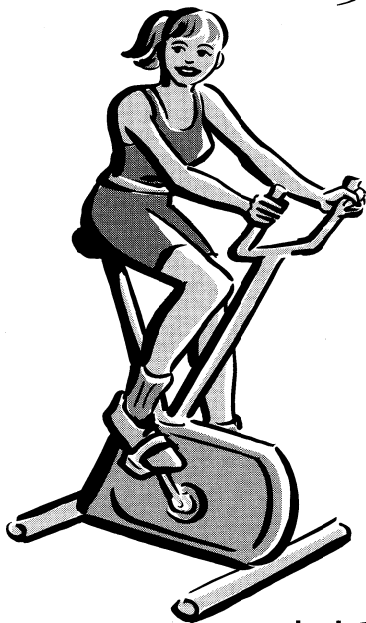


直営保養所「伊豆高原倶楽部」

# とうぜいけんぽ

## 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、多くの加入者に喜ばれています。



### 《特長》

#### 1. 独自の付加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養付加金等があります。

#### 2. 政管健保より安い保険料

#### 3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

### 東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11 (東税健保会館) TEL.03 (3232) 5541 (代表) FAX.03 (3232) 5547  
<http://www.touzeikenpo.or.jp>

## 東京税理士協同組合の組合員のために 【集団扱自動車保険制度】の新提案

**自動車保険が  
集団扱いにより  
5%割引に【年一括払いの場合】**



- 特長1** 損保ジャパンカスタマーセンター東税協組合員専用デスクがフリーダイヤルでご相談に対応します【0120-000-294】。
- 特長2** ご契約時はキャッシュレス、ご指定の口座から振替え致します。
- 特長3** 現在のノンフリート等級（無事故による割引）はそのまま継承することができます。
- 特長4** 組合員ご本人と事務所に勤務されている皆様に、家庭用業務用にかかわらずご利用いただけます。
- 特長5** 保険料が年一括払いの場合、一般契約より5%割引となります。

### 東税協・集団扱自動車保険 ご契約までの流れ

- |                                    |                                                         |                                                    |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| ①現在ご加入の自動車<br>保険証券と車検証を<br>ご用意下さい。 | ②内容確認の上、損保<br>ジャパンカスタマー<br>センターよりお見積<br>もりをご案内致しま<br>す。 | ③見積りのご了解をい<br>ただきますと申込書・<br>口座振替依頼書をご<br>送付申し上げます。 |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|

**東税協専用デスク 損保ジャパンカスタマーセンター 0120-000-294**

詳しい内容につきましては、お問い合わせ下さい。

引受保険会社  
**株式会社損害保険ジャパン**  
営業開発第二部第二課

〒160-8338東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL03-3349-4034 FAX03-3348-4623  
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

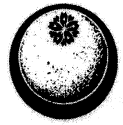
東京税理士協同組合指定代理店  
幹事取扱代理店 (株) 日税サービス

〒163-0709東京都新宿区西新宿2-7-1  
新宿第一生命ビルディング9階  
TEL 03 (5323) 2111 FAX 03 (5323) 2123  
ホームページアドレス <http://www.nichizei-net.com>

募集担当  
**株式会社損害保険ジャパン**  
ひまわりレディス新宿開発室

〒160-0519東京都新宿区西新宿1-26-2  
新宿野村ビル19階  
TEL 03-5321-6631 FAX03-5321-6635

VISA CARD · MASTER CARD



ステータスの証明。



税理士マーク入りの特製カード



## ゴールドカードの特典

## ゴールドカードの特典

- 200万円までのローンと旅行傷害保険つき
- DCドクターホットライン/無料医療相談が24時間いつでも受けられます。
- お問い合わせ先/(株)ディーシーカード税理士カード係 TEL.03-5420-7533

## 東京税理士協同組合

税理士会館/〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目10番6号 TEL:03-3354-6141(代)  
 新宿事務所/〒160-0022 東京都新宿区新宿3丁目25番1号 新宿富士ビル7階 TEL:03-5363-2011(代)

# Gallery

## ギャラリー日本橋

### 青蔵鉄道の 車窓から



◀ 列車  
酸素供給システムのついた全15両、定員936名



▲アムド駅 周囲には何も見えない。迎えの人はいらるのだろうか



▲ツォナ湖 一面氷に覆われ、割れ目が河に見える

### 私のスナップ snapshot



▲ユリ 雨滴がフィルターになりました。『叢に背きてしろき百合の花』



◀ 夕景 一日の疲れを忘れました『夕焼けて今日と明日とを分けにたり』

平成 19 年 7 月 5 日

会員各位

東京税理士会日本橋支部  
広 報 部

## お 詫 び

会報にほんばし 112 号裏表紙『ギャラリー日本橋』にお写真をご投稿頂きました先生のお名前の記載が漏れておりました。関係各者の方々には大変ご迷惑をお掛けいたしました。心よりお詫び申し上げますとともに、今後は十分注意いたします。

記

青蔵鉄道の車窓から 萩原 純子会員

私のスナップ 遠藤 範子会員

以 上